

## 審査メモ（審査状況及び論点）

〔注〕 この審査メモにおいては、各調査票について、以下の略称を用いる。

- ◇ 農林業経営体調査票 → 「経営体調査」
- ◇ 農山村地域調査票（市区町村用） → 「市町村調査」
- ◇ 農山村地域調査票（農業集落用） → 「農業集落調査」

### <目次（審議項目）>

## I 今回申請された変更

### 1 経営体調査

#### (1) 調査票レイアウトの変更等

- 前回調査で取り入れた農業項目の読み替え方式（農業項目の一部を林業項目に読み替えて記入する方式）を取りやめ、農業項目・林業項目の記入箇所を、それぞれ明確化するほか、調査票全体を再構成

3 頁

#### (2) 調査事項の変更

- ① 労働力に関する調査事項の把握について、前回調査で拡充した個人ごとの把握範囲を縮小し、調査事項を整理・簡素化
- ② 労働力に関する調査事項のほか、利活用ニーズや制度改正等を踏まえ、調査事項を追加・削除等

5 頁

#### (3) 調査方法の変更

- ① 調査票の取集（回収）方法に郵送を追加
- ② オンライン回答の方法を、e-survey から eMAFF に変更

8 頁

#### (4) 集計事項の変更

- ① 調査事項の変更や、利活用ニーズを踏まえた見直し等
- ② 主副業別の統計区分の見直し

10 頁

### 2 農業集落調査

#### (1) 母集団名簿の作成方法の変更、報告者の選定方法の変更

- ① 農業集落精通者の母集団名簿について、市区町村から情報提供を受けて作成する方式から、農林業経営体調査の客体候補一覧を令和 7 年調査の実績により更新・整備して作成する方式に変更
- ② その上で、報告者を選定に当たっての属性の優先順位を明確化

12 頁

## (2) 母集団名簿の作成方法の変更に伴う見直し等

15 頁

- ① 母集団名簿に登載された者がいない農業集落（事実上、農業が行われていない集落）を対象から除外
- ② 民間委託・地方農政局等<sup>(注)</sup> 経由の併用から、全面的に民間委託化に変更
- ③ 調査実施時期を半年程度繰下げ。また、概要・詳細の二段階公表を一本化

## 3 その他の変更

### (1) 市町村調査

19 頁

- 地方農政局等経由を本省直轄に変更（郵送・オンライン調査は変更なし）

### (2) 各調査票共通

19 頁

- 公表に当たり、印刷物の作成を廃止

## II 前回答申で示された「今後の課題」への対応状況

20 頁

## III 今後の手続についての整理(経営体調査)

22 頁

(注)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

# I 今回申請された変更

## 1 経営体調査

＞「農林業経営体」の基本的事項（概念・定義）については、別添1を参照

### (1) 調査票レイアウトの変更等

(変更内容)

- 前回調査で取り入れた農業項目の読み替え方式（農業項目の一部を林業項目に読み替えて記入する方式）を取りやめ、農業項目・林業項目の記入箇所を、それぞれ明確化するほか、調査票全体を再構成

(審査状況)

ア 前回調査では、労働力関連の調査事項の拡充等に伴う調査票の頁増加を抑制するため、農業と林業の類似項目（労働力に関する調査事項、生産物の販売状況など）については、林業独自の回答欄を設けず、林業経営体が回答する際には、農業項目として設けられた設問を、報告者において林業に読み替えて記入する調査票とした。

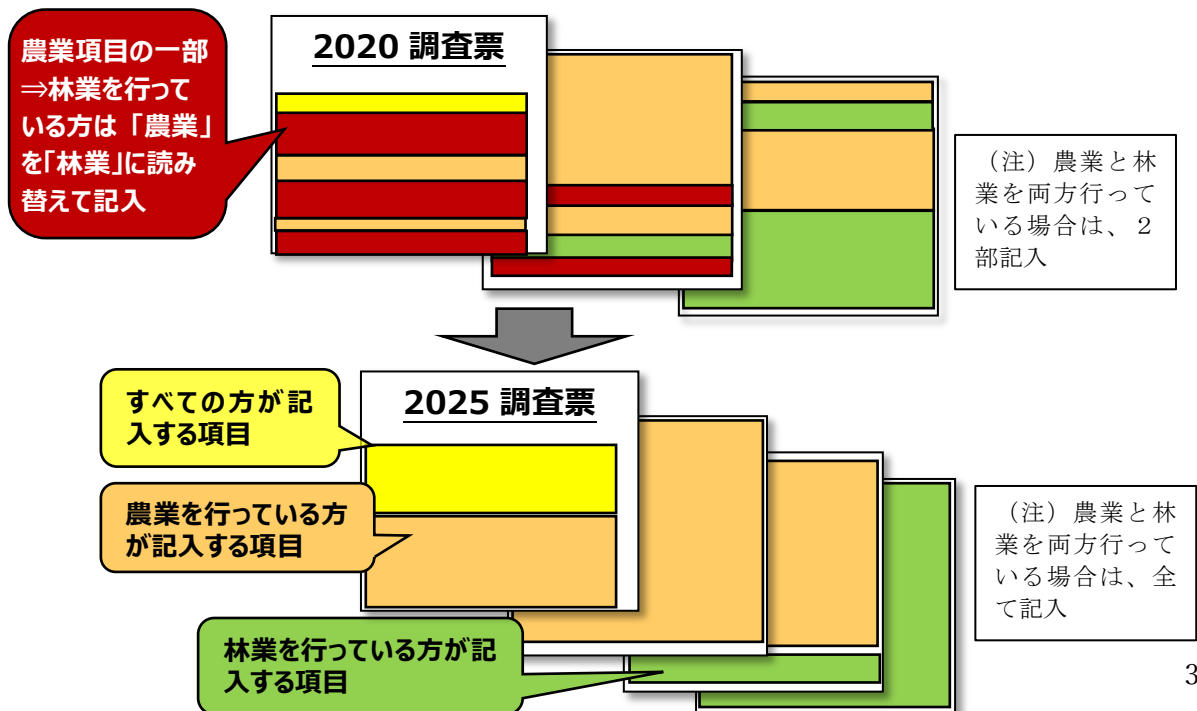
しかし、調査実施後、読み替え方式の導入により報告負担が増したという意見が多かったほか、報告誤りや記入漏れ等が多数発生して市区町村における審査事務の負担などが大幅に増加した。

イ そのため、今回調査では、読み替え方式を取りやめ、調査事項の区分ごとに

- ・ 全ての方が記入する項目
- ・ 農業を行っている方が記入する項目
- ・ 林業を行っている方が記入する項目

と明示の上、紛れのない分かりやすい調査票となるようレイアウトを全面的に見直した

### <変更のイメージ>



ウ 今回の変更は、外形的な頁数の削減よりも、記入のしやすさを優先して行われるものであり、おおむね適当であると考えているが、今回の変更の過程で、省外の意見も聴きつつ見直しを検討したかなどについて確認する必要がある。

(論点)

- 調査票の変更案の作成するに当たり、デザイン・配置・色調・文字スタイルなどについて、省外の者の意見聴取も含め、どのような過程を経て、検討を行ったか。

## (2) 調査事項の変更

### (変更内容)

- ① 労働力に関する調査事項の把握について、前回調査で拡充した個人ごとの把握範囲を縮小し、調査事項を整理・簡素化

### (審査状況)

ア 前回調査では、農林業に従事する者の労働力について、6次産業化を支援するという観点なども踏まえ、農作業、農業生産関連事業（農産物の加工販売や農家レストランなど）、林業作業における労働力のより詳細な構造分析を行うことを目的として、従事者個人ごとの性別、出生年月等の把握範囲を、以下のとおり拡充した。

#### (従事者個人ごとの労働力の把握範囲の変更)

	前々回（2015年）	前回（2020年）
農作業	経営内部	経営内部、 <u>常雇い</u>
農業生産関連事業	(なし)	<u>経営内部</u>
林業作業	(なし)	<u>経営内部、常雇い</u>

しかし、多くの常雇いがいる経営体を中心に報告者の負担が大きく増加し、円滑な調査実施に支障が生じたほか、記入漏れなどが多数発生したことで市区町村における審査事務の負担が増大した。

そのため、個人ごとの把握範囲を前々回と同様、農作業の経営内部に限定するとともに、それ以外については、合計数の把握を基本として、調査事項の整理・簡素化を行うことが計画されている（別添2の6、8～13頁を参照）。

イ また、個人ごとの把握範囲の変更のほか、以下の変更が予定されている。

- ① 個人経営体において把握していた世帯員の男女別合計人数（作業従事の有無を問わない）について、年齢階級別に詳細化（別添2の5頁を参照）
- ② 経営内部の労働力の中で把握されていた経営主に関する事項について、事業継続年数や後継者に関する事項とともに、「経営主」という区分に集約（別添2の2～4頁を参照）
- ③ 個人経営体における経営内部に関する調査事項（個人ごとに把握）において設けていた世帯主との続柄を削除（別添2の7頁を参照）

ウ これらの変更のうち、個人ごとの把握範囲の変更については、報告者の負担及び市区町村における事務負担の軽減という観点では、異議のないところであるが、結果として、調査事項の詳細化が一時的なものとなっていることから、前回調査において詳細化した際の理由も併せて、変更の背景を再確認するとともに、調査項目を簡素化することによる利活用上の支障がないか等について確認する必要がある。

また、それ以外の変更については、前回変更時の統計委員会での審議状況や、把握しようとする範囲について正確に回答が得られるかなどの観点から確認する必要がある。

(論点)

《総論》

- (a-1) 前回調査(2020年)において、個人ごとの把握を拡大した理由・必要性は何か。
- (a-2) なぜ、2020年の1回だけで、今回大幅に簡素化をするのか。
- (a-3) 今回把握する調査事項(経営内部、常雇い、臨時雇いに関する把握事項)の必要性は何か。把握しなくなる調査事項について、利活用上、支障はないのか。

《各論》

- (b) 個別経営体において把握している「世帯員の男女別人数」(作業従事の有無を問わない。)について、合計値から年齢階級別に詳細化する理由は何か。

※ 変更後の調査票では、この調査事項とは別に、農作業に従事した15歳以上の者について、「【3】農業の労働力」(調査票4頁)において、個人単位で出生年月を把握する予定

- (c) 「世帯主との続柄」については、前回調査(2020年)に係る統計委員会の審議において、「世帯構成や世代経営の実態等を把握・分析する上で重要な情報」との理由から、削除する計画を修正して、継続把握するよう求められた経緯がある。また、令和5年3月に承認された漁業センサスでは、同様の項目が削除されることなく、継続している。なぜ今回、農林業センサスだけ削るのか。

- (d) 「経営を開始又は継承してからの年数」(別添2の3頁を参照)が新設されている。これについて、基本的に「経営開始」は新規参入者、「経営継承」は新規自営農業就農者(農家子弟)が対象になると考えられる。

しかし、報告者において、新規自営農業就農者が経営にかかわり始めたことをもって「経営開始」と誤解して記入することが懸念される。そのようにならないように「経営開始」又は「経営承継」についての説明を丁寧にすべきではないか。

- (e) 「農林業経営を引き継ぐ後継者の状況」(別添2の4頁を参照)の変更が予定され、後継者確保について「5年以内に」という文言が削除されている。

前回調査では、「後継者」について、「5年以内に農業(林業)経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)をいう」と定義されていたが、今回の変更案であると、5年以上先に後継者となる人も「後継者」に含まれることとなる。

前回調査の際の定義と変わることになるのではないか。

(変更内容)

- ② 労働力に関する調査事項のほか、利活用ニーズや制度改正等を踏まえ、調査事項を追加・削除等

(審査状況)

ア 本件申請では、別添3とおおり、調査事項の追加・削除等が計画されている。

イ これら変更のうち、追加については、各種行政計画の進捗・評価の指標等として必要とされているとともに、報告者の負担が著しく増加するものとは認められないこと、削除については、利活用の状況を踏まえたものであり、報告者の負担軽減にも資することから、おおむね適当と考えられるものが多いが、いくつかの事項について、変更の背景事情及び必要性について再確認しておきたい。

(論点)

(a) 以下に示す調査事項の変更について、追加の背景事情や想定される利活用、削除の背景事情やこれまで想定されていた利活用は何か。

- ① 輸出に関する調査事項の追加 (別添3の1頁を参照)
- ② 有機農業に関する調査事項の充実 (別添3の13頁を参照)
- ③ 集落営農組織への参加の有無等の削除 (別添3の2頁を参照。(b)で回答)
- ④ 青色申告の継続年数の削除 (別添3の2頁を参照)

(b) 「集落営農組織への参加の有無等」(別添3の2頁)は、前回調査で新規追加されたものであるが、追加の際の必要性、想定された利活用は何だったのか。1回だけで削除することとした理由は何か。

(c) 「農業経営に当たってのデータ活用状況」(別添3の6頁)の変更(内容を具体化)が予定されているが、具体化された選択肢は、専ら生産活動自体に限られているように見受けられる。労務管理等のデータ活用が選択肢に入っていない理由は何か。

### (3) 調査方法の変更

#### (変更内容)

#### ① 調査票の収集(回収)方法に郵送を追加

#### (審査状況)

ア 前回調査においては、調査票の収集について、調査員・職員・オンライン(e-survey)を基本とし、家畜伝染病の発生・まん延等に起因し、調査員等の訪問が困難な場合に限定して、郵送による配布・収集を行うことができることとしていた。

しかし、今回の変更により、調査計画上は、上記伝染病の場合に限らず、報告者の希望により、郵送による回答も可能とする計画である。

イ これについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、統計調査の実施において、報告者と対面しない形での調査の実施が求められる傾向が強くなっていることも踏まえたものであり、円滑な調査票の収集という観点としては、その方向性について異論はない。

しかし、本調査の調査事項が詳細なものであることから、郵送提出の増加により、市区町村の審査事務の増加や、疑義照会の増加に伴う報告者の負担増も懸念される。

については、郵送提出の運用や審査事務の増加に伴う対応などについて確認する必要がある。

#### (論点)

(a) 家畜伝染病の発生・まん延等の場合に限定せず、郵送を提出方法の一つとした背景・理由

(b) 郵送の増加に伴い想定される調査票提出後の負担増についての対応方針



## (変更内容)

### ② オンライン回答の方法を、e-survey から eMAFF に変更

## (審査状況)

ア 前回調査では、「e-survey」(政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査システム)によりオンライン回答を受け付けていたが、今回の申請では、オンライン回答の方法を農林水産省の独自システムである、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という<sup>(注)</sup>)に変更する計画である。

(注) eMAFF とは、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括システムであり、農林水産省への手続だけではなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体への手続などについても包括的にカバーするものである。

イ この変更について、農林水産省は、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画(令和4年10月)を策定し、令和7年度までに農林水産省に対する各種手続のオンライン利用率を60%とすることを目標としており、本調査の実施時点である令和6年度においては農林業経営体における eMAFF の利用率が高まっていると見込まれることから、これら経営体になじみのあるシステムを用いることとしたとしている。

また、調査実施時点で、既に eMAFF を利用している報告者はオンライン回答のために新たに ID を取得することなくアクセスが可能(識別コードの入力は必要)となるなどの利点があるとしている。

ウ これについては、統計調査のツールとして、e-survey 以外のシステムを用いること自体に問題はなく、オンライン化の推進を図るための試みとして、特に異議はないが、以下の事項について確認しておきたい。

## (論点)

- (a) e-survey から eMAFF に変更する理由・メリットは何か。
- (b) eMAFF で回答する場合の流れは、どのようなものか。また、サポート体制はどのようにする予定か。
- (c) e-survey と eMAFF を併用しない理由は何か。

#### (4) 集計事項の変更

##### (変更内容)

① 調査事項の変更や、利活用ニーズを踏まえた見直し等

##### (審査状況)

調査事項の変更に伴い、集計事項を見直すほか、利活用の低い集計を整理等しようとするものであり、適当であると考えます。

##### (論点)

特になし

##### (変更内容)

② 主副業別の統計区分の見直し

##### (審査状況)

ア 令和3年度に農業経営統計調査の変更に係る答申が採択された際、農林業センサスにおける個人経営体の集計区分（主副業別区分）について、「農業従事者が65歳以上になれば、農業所得の多寡にかかわらず、副業的経営体に区分されてしまうことについて、適切な区分を検討すべき」旨の指摘が産業統計部会長からあった。

イ これを踏まえ、今回調査では、年齢を区分指標にせず、経営体の所得全体に占める農業所得比率によってのみ区分する計画となっている。なお、「農業所得主経営体」「農外所得主経営体」のいずれにおいても、集計の際、65歳未満等の内訳を設ける予定である。

##### 《現行》

区分指標		自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員	
		いる	いない
経営体の所得全体に占める 農業所得の比率	50%以上	主業経営体	副業的経営体
	50%未満	準主業経営体	



##### 《変更後》

区分指標		
経営体の所得全体に占める 農業所得の比率	50%以上	農業所得主経営体
	50%未満	農外所得主経営体

ウ これについては、統計委員会での指摘を踏まえた変更であり、適当であると考えます。

一方、経営体の区分指標としては、農業所得や従事者の年齢のほか、従事日数なども指標になると考えられるところであり、他の区分指標の設定についても確認しておきたい。

(論点)

- 上記変更案は、農業所得に比率に特化したものであり、例えば、日々の活動としては専ら農業をしている一方で、不動産経営による収入の方が大きい経営体については、「農外所得主経営体」と区分されるが、本センサスの集計においては、従事日数などの従事状況を加味した区分は設けられているのか。

## 2 農業集落調査

➤ 「農業集落」の基本的事項（概念・定義・数）については、別添4参照。

### （1）母集団名簿の作成方法の変更、報告者の選定方法の変更

（変更内容）

- ① 農業集落精通者の母集団名簿について、市区町村から情報提供を受けて作成する方式から、農林業経営体調査の客体候補一覧を令和7年調査の実績により更新・整備して作成する方式に変更
- ② その上で、報告者を選定に当たっての属性の優先順位を明確化

（審査状況）

ア 農業集落調査の報告者となる「農業集落精通者」（地域活動の状況に精通していると考えられる者。これまでは、主として自治会長・町内会長を想定）の名簿については、前回調査まで、市区町村からの連絡先情報の提供を受けて、地方農政局等が名簿を作成、報告者を選定していた（農業に従事しているか否かは問わない。）。

〔前回実績〕

前回調査においては、全国14万集落のうち、

- ① 5万集落については、市区町村から「農業集落精通者」の情報が得られず
- ② 情報が得られた9万集落についても、1.5万集落は、非農家等により回答が得られず



そのため、計6.5万集落について、地方農政局等の職員を動員して、農業関係団体等から当該情報を入手して調査を実施するほか、集落を直接訪問する等して、実地に情報把握することで、辛うじて調査を実施

農林水産省の地方組織の縮小により、前回までと同様、地方農政局等の職員を動員して調査を継続することが極めて困難になっているとともに、市区町村から情報が得られた集落についても、その多くにおいて適切な報告者を選定できなかったことから、調査を継続するためには、これまでの母集団名簿の作成方法や報告者の選定方法について、抜本的に見直しが必要な状況となっている。

イ そこで、これまで経営体調査と農業集落調査について同時期に実施してきた制約を外した上で、以下の方法に変更することを計画している。

- ① 経営体調査票の客体候補一覧の情報を令和7年調査の実績及び行政記録情報等により更新・整備して、農業集落調査の母集団の候補とする。  
（農林水産省は、新たな名簿整備について、地方公共団体の意見も聴き、大きな支障がないことを確認している。）
- ② その上で、以下の優先順位で、集落ごとに農業集落精通者を1人選定し、農業集落名簿を作成

〔第1候補〕 自治会長・行政区長等

〔第2候補〕 「地域内の農業を担う者」<sup>(注)</sup>のうち、経営耕地面積が大きい者

(注) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づき策定・公表される地域計画(いわゆる「人・農地プラン」)において、地域内の農業を担う者とされる者

〔第3候補〕 認定農業者・認定新規就農者のうち、経営耕地面積が大きい者

〔第4候補〕 その他の農林業経営体(第3候補までの者を除く。)で、経営耕地面積の大きい者

〔第5候補〕 自給的農家、土地持ち非農家、その他の世帯のうち、経営耕地面積が大きい者

(選定の流れ図については、別添5を参照)

ウ 調査を継続するために、現行の母集団名簿の作成方法及び報告者の選定方法について、抜本的な見直しが必要な状況において、

- ① 農林業センサス自体から得られる最新の情報を最大限活用しようとする母集団名簿の整備方法であること、
- ② 農林水産省から、新たな名簿整備の実施について、大きな支障が生じないとの説明を受けていること、
- ③ これまで、農業に従事しているか否かは問わずに報告者を選定していた方法を改め、何らかの形で農業に従事している者の中から選定することで、農業に関連する地域資源(農地、水路等)の保全活動等などの回答を求めるに当たり、より適切な報告者の選定が期待されること、
- ④ 候補者の選定に明確な基準を設けることで、今後想定される民間委託に当たっても(後記(2)②を参照)、円滑かつ統一的な選定が可能になると考えられること、
- ⑤ 現状において、今回示されている方法に代替する効果的な方法が、他に見当たらないこと

から、大幅な変更であるが、新たな方法の採用を否定するものではない。

エ ただ、実際の作業手順の詳細や運用の考え方について、以下の論点により、改めて説明を求めたい。特に、選定した報告者が回答できない場合の取扱いについては、報告者に対して、より大きな負担をかけると見受けられる部分もあり、適切な調査実施を確保する観点から確認が必要と考える。

また、仮に、変更後の方法により調査が行われた場合には、その実施状況の検証(例えば、①母集団名簿の整備が円滑に行われたか。②当初の計画に沿って選定された者が適切に回答できたか等)が、次回(2030年を想定)に向けた課題になり得ると考える。

#### (論点)

(a-1) 農業集落調査の母集団名簿の整備手順について、改めて説明されたい。

(a-2) 母集団名簿の整備途上で、市区町村から自治会長等の情報提供を受けることは前回と同様と考えられるが、今回は、当該情報が、円滑に得られることは確認済みか。

(b) 報告者を選定する際の優先順位の設定理由。報告者の候補に、農業委員や農地利用

### 最適化推進委員等の農業関係者が含まれていない理由

(注) 農業委員とは、農業に関する識見を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する者。農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農業委員会において、総会・部会に出席・審議をして、最終的に合議体としての決定を行う。

農地利用最適化推進委員とは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱する者。担当地区において、農地等の利用の最適化の推進を担当する。

(c) 農業集落ごとに報告者を一人選定することのだが、農業集落の中に、複数の自治会等が存在する場合は、どのように選定するのか。

(d) 選定された報告者が回答できない場合の対応手順を説明されたい。

(注) 調査票案では「全体を通して、ご自身では十分な回答ができない項目がございましたら、農業集落内の事情にお詳しい別の方から伺うなどしてご回答いただきますよう、よろしく願いいたします。」とされており、報告者を、あたかも調査系統の一部として使うようにも見える。

## (2) 母集団名簿の作成方法の変更に伴う見直し等

### 《変更の全体像》

	前回調査		変更案
対象地域	全国の農業集落 《除外地域》 ○ 全域が市街化区域とされている農業集落		全国の農業集落 《除外地域》 ① 全域が市街化区域とされている農業集落 ② 農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落
経由機関	民間事業者	地方農政局等	民間事業者
調査方法	郵送・オンライン	調査員・職員	郵送・オンライン (必要に応じ、民間事業者の調査員が対応)
調査期間	R1. 12. 1～R2. 2. 28 <sup>(注)</sup> ※ 農林業経営体調査票の調査と同時に実施		R7. 10. 1～12. 31 ※ 農林業経営体調査票の調査 (R6. 12～R7. 2) の実施後に行う客体候補名簿の更新 (R7. 6 まで) を経て、報告者選定・調査実施
公表区分	概要・詳細の二段階公表		詳細公表のみ

(注) 上記期間で未回収の調査票については、地方農政局等経由の調査員調査で回収 (R2. 4. 1～6. 30)

### (変更内容)

#### 【対象地域】

- ① 母集団名簿に登載された者がいない農業集落（事実上、農業が行われていない集落）を対象から除外

(注) 集落全域が、都市計画法上の「市街化区域」である場合は、従前から調査対象外

### (審査状況)

ア 前回調査までは、全国の農業集落の全数を対象にしつつ、集落全域が「市街化区域」とされている農業集落に限っては、対象から除外していた。

しかし、今回、農業集落調査の母集団名簿について、経営体調査の名簿情報を令和7年調査の実績により更新・整備することにより行うことが計画されている。

これに伴い、何らかの形で農業をしている者のみが母集団名簿に登載されることになり、農業が行われていない集落については、母集団名簿に登載される者が存在しないことになる。

イ そのため、今回計画では、集落全域が「市街化区域」とされている農業集落に加え、母集団名簿に登載された者がいない集落についても、対象地域から除外する。

ウ これについては、

- ① 新たに除外される集落は、事実上、農業を行う者がいない集落であること、
- ② 経営体調査の名簿情報を基礎にして、農業集落調査の母集団名簿を整備する以上、やむを得ない結果であること、
- ③ 農業集落調査の調査事項が、農業に関連する地域資源（農地、水路等）の保全活動等などであること

を踏まえると、対象地域から除外することには、相応の合理性があると考えられる。

しかし、前回まで継続して対象地域として調査が行われていたところであり、その際の利活用や回答状況、そして、今後の取扱いについては確認する必要がある。

(論点)

- (a) 今回の変更により、どの程度の数の農業集落が、調査対象から除外されるのか。
- (b) 今回除外される集落について、前回まで調査対象に含めていた理由(利活用ニーズ)は何か。今後、当該集落のデータは必要ないのか。
- (c) 今回除外される集落は、事実上、農業が行われていない集落であると考えられるが、農業に関連する地域資源(農地、水路等)の保全活動などの調査事項について、前回まで、有意な回答は得られていたのか。

(変更内容)

**【調査系統・調査方法】**  
 ② 民間委託・地方農政局等経由の併用から、全面的に民間委託化に変更  
 (原則的に郵送・オンライン調査。必要に応じて、民間事業者の調査員が対応)

(審査状況)

ア 前回調査までは、

- ① 民間事業者による郵送・オンライン調査
- ② 地方農政局等による調査員調査・職員調査

の併用により行われていたが、農林水産省の地方組織の縮小により、同様の方法の維持が困難な状況となっている。

一方で、前回の調査手法別回収状況は、下表のとおりであり、民間事業者経由分で全体の約84%を占めている。

《前回の農業集落調査における調査票の手法別回収状況》

配布数	回答数	調査票の回収方法			
		民間事業者経由 (83.6%)		地方農政局等経由 (16.4%)	
		郵送	オンライン	職員・調査員	その他 <sup>(注)</sup>
138,243	138,243 (100.0%)	98,183 (71.0%)	17,401 (12.6%)	16,271 (11.8%)	6,388 (4.6%)

(注) どのような方法を講じても農業集落精通者の情報が得られず、地方農政局等の職員が情報収集によりデータを得たもの

イ 今回調査では、全面的に民間委託し、原則的に郵送・オンライン調査で行うことを予定している。ただし、回答が得られない場合などについては、必要に応じて、民間事業者の調査員が対応し、回収率の確保に努めることとしている。



ウ これについて、

- ① 農林水産省の地方組織の縮小により、前回までと同様、地方農政局等の職員を動員して調査を継続することが極めて困難になっていること、
- ② 現状において、既に民間委託も行っており、前回調査では、約 84%が民間事業者経由の郵送・オンラインで回収できていること

から、全面的に民間委託し、郵送・オンライン調査を基本とすることについては、相応の合理性があると考ええる。

しかし、前回調査において、約 16%に相当する部分について、地方農政局等経由で対応したことを踏まえると、今回の調査実施に当たって、郵送・オンラインのみとするのは適切ではなく、仮に、郵送・オンライン回答を積極的に勧奨したとしても、それで回答が得られない部分は相当数発生すると想定される場所であり、調査員によるカバーは必須であると考ええる。

したがって、申請された計画において、調査員による回収も想定されていること肯定するところであるが、回答を確実に入手するためには、民間委託する際に、調査員による対応規模を適切に考慮して、予算要求（調査実施は令和 7 年度のため、予算要求は 6 年度に行われる。）するとともに、事業者選定に当たっても遂行能力を有する事業者を選定して契約することが必要と考えられる。

なお、変更後の方法により調査を実施した結果を受けた検証（例えば、回収率・手法別回収状況や調査員によるフォロー状況の確認）については、次回（2030 年を想定）に向けた課題になり得ると考える。

#### （論点）

- (a) 委託する民間事業者は、どのような事業者を想定しているか。
- (b) 調査員でフォローしなければならない作業量は想定できているか。

#### （変更内容）

##### 【調査時期・公表区分】

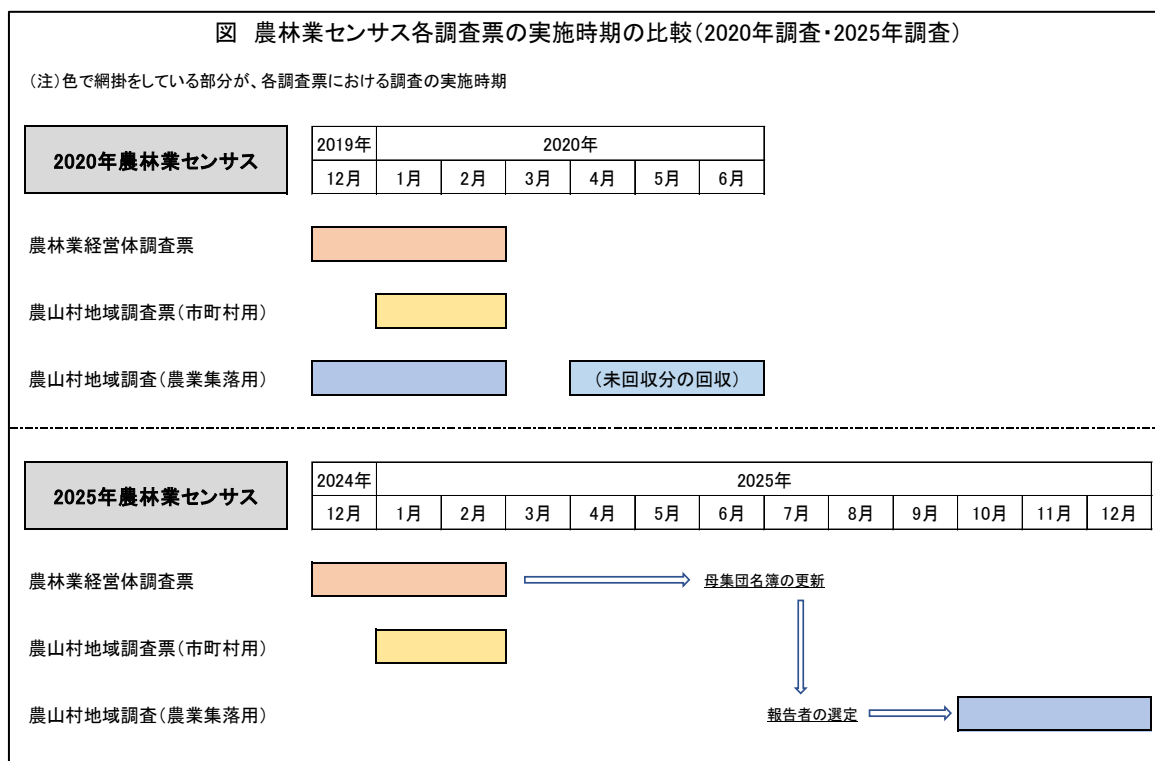
- ③ 調査実施時期を半年程度繰下げ。また、概要・詳細の二段階公表を一本化

#### （審査状況）

ア 前回調査までは、農林業センサスは、3 調査票ともにおおむね同時期（前は令和元年 12 月から 2 年 2 月まで）に行われ、結果公表については、「概要」「詳細」の二段階で行われていた。

しかし、今回、農業集落調査の母集団名簿について、経営体調査の名簿情報を令和 7 年調査の実績により更新・整備することにより行うことが計画されていることから、農業集落調査は、経営体調査終了後、一定期間をおいて行う必要が生じており、結果公表の時期については、これまでの公表時期よりも遅くせざるを得ない状況である。

イ このため、下図のとおり、農業集落調査の実施時期を繰り下げ、これに伴い、農業集落調査の結果公表については、「概要」「詳細」の二段階で行うことを取りやめ、一本化して行う計画である。



ウ 農業集落調査について、農業集落調査の母集団名簿を、経営体調査の名簿を基礎に整備することにより、調査の実施時期が繰り下げになることは必然であり、そのこと自体に特段の異論はない。

また、公表時期の繰り下げによる二段階公表の一本化についても、詳細なデータを少しでも遅くならないように公表しようという姿勢に起因するものであり、異論はない。

ただ、調査実施時期の繰り下げについて、経営体調査の終了から農業集落調査実施に至るまでの間隔が適切なものか(必要以上の繰り下げになっていないか)、二段階公表を一本化することに伴う支障がないか等を確認する必要がある。

(論点)

- (a) 経営体調査の終了から農業集落調査実施に至るまで、どのような事務が、どのようなスケジュールで行われるのか。
- (b-1) 農業集落調査結果の利活用の概要について説明されたい。
- (b-2) 前回実績との比較で、公表は、どの程度繰り下げになることが見込まれるか。また、概要を公表しないことにより、利活用上の支障は生じないか。

### 3 その他の変更

#### (1) 市町村調査

##### (変更内容)

- 地方農政局等経由を本省直轄に変更（郵送・オンライン調査は変更なし）

##### (審査状況)

ア 市町村調査について、前回調査では、地方農政局等を経由して、郵送及びオンライン調査により、実施された。

イ しかし、農林水産省は、地方農政局等の職員が、今後大幅に減少し、これまでの調査系統による実施が維持できないとの判断から、調査方法自体は変更しないものの、地方農政局等を経由せず農林水産省本省が直接対応することとし、調査の効率化と地方農政局等の業務削減を図ることを計画している。

ウ この変更については、地方農政局等の限られた人的リソースの中、これまでどおりに調査を継続するために行われるものであり、特段の異議は認められない。

##### (論点)

特になし

#### (2) 各調査票共通

##### (変更内容)

- 公表に当たり、印刷物の作成を廃止

##### (審査状況)

ア 調査結果の公表について、本調査ではこれまで、e-Stat 及び農林水産省ホームページを使ってインターネットで公表するほか、印刷物及びインターネットに掲載しない集計表については、閲覧により公表しているところであるが、今回、印刷物での公表を取りやめることを計画している。

イ この変更について、農林水産省は、デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障は生じていないと考えられること、また、大部な印刷物（2020年調査の実績として、計53冊。総頁数は約1万頁）の作成するための膨大な労力に軽減を図るためとしている。

ウ これについては、利活用上の大きな支障が生じるものではなく、業務負担の軽減による限られたリソースの有効活用を図ろうとするものであると考えられることから、特段の異議は認められない。

##### (論点)

特になし

## II 前回答申で示された「今後の課題」への対応状況

前回の答申（平成30年8月28日統計委第9号）における課題の要旨は以下の（1）～（3）のとおりであり、これについては農林水産省において検討を行い、必要な対応・整理がなされていることから、特に問題はないと考えている。

（農林水産省の回答については、別添6を参照。いずれについても、論点は特になし）

### （1）客体候補名簿<sup>（注）</sup>の情報の有効活用、調査計画上の位置づけ

#### （課題の要旨）

- 客体候補名簿には、経営体調査の対象になる農林業経営体のほか、それに該当しない自給的農家や土地持ち非農家の数などの情報が含まれており、これらを用いたデータ提供もなされている。ついては、これら情報の有効活用を継続的に担保するため、調査計画上の位置づけの明確化について検討すること。

（注）客体候補名簿は、経営体調査の実施に先立って、同調査の報告者となる「農林業家経営体」に該当するかどうかを調査員が聞き取りにより作成する名簿であり、前回調査の際には、農林業経営体約112万のほか、自給的農家、土地持ち非農家も合わせて約377万の客体についての経営規模に関する情報が整理されている。

#### （審査状況）

この課題に対して、農林水産省は、客体候補名簿で把握した情報を用いた参考集計について、以下のとおり、調査計画に明記し、継続的な作成を明確にすることを計画しており、適切な対応と考える。

#### 【変更後の調査計画】（抄）

#### 8 集計事項<sup>（注8）</sup>

##### （1）農林業経営体調査票

（略）

##### （2）農山村地域調査票

（略）

（注8）上記（1）及び（2）の集計のほか、農林業経営体調査票の報告者該当性を判断する際に整備する「農林業経営体調査客体候補名簿」の情報を用いて、農林業経営体に該当しない農家・林家等に係る参考集計も行う。（別添3を参照）

### （2）経営体調査における個人経営体用と団体経営体用の調査票様式の分割

#### （課題の要旨）

- 現行の経営体調査は、個人経営体と団体経営体を同一の調査票で行っているため、調査票の構成が複雑になっている。報告者の負担感を考慮して、調査票様式の分割を検討すること。

#### （審査状況）

この課題に対して、農林水産省は、個人経営体と団体経営体に調査票を分割した場合、

- ① 統計調査員が調査票を配布する際に、どちらに該当するのか個別に判断した上で調査票を配布することとなるため、統計調査員の負担増と誤配布発生のおそれがあること、

② 集落営農に参加している経営体のように、個人経営体と団体経営体の両方の側面をもつ経営体があり、報告者において逆に混乱が生じることなどから、分割は行わないことと整理しており、相応の合理性があると考えられる。

### (3) 経済センサス - 活動調査との役割分担の整理

#### (課題の要旨)

- 報告者負担の軽減等の観点から、経済センサス - 活動調査との役割分担について検討すること。

#### (審査状況)

この課題に対して、農林水産省は、「農林業センサスでは農林統計調査の母集団情報として必要な生産構造や就業構造を経済センサスよりも詳細に把握している一方、経済センサスで把握している費用や資本に関する事項は把握しておらず、役割分担は既になされていると整理している」旨を回答している。

農林業センサスと経済センサス - 活動調査との関係については、上記のとおり、調査事項が基本的に異なっている上に、調査対象期間も異なっており、重複排除に関して具体的に求められる状況にはないと考えられる。

### Ⅲ 今後の手続についての整理（経営体調査）

全国共通の調査事項のほかに、都道府県の要望に応じて設定されている都道府県別の調査事項（以下「県別項目」という）について、調査計画上の明確化を図るため、今回の一連の諮問・申請手続の後、それらの内容が確定した時点で、追加で申請を求める。

#### （審査状況）

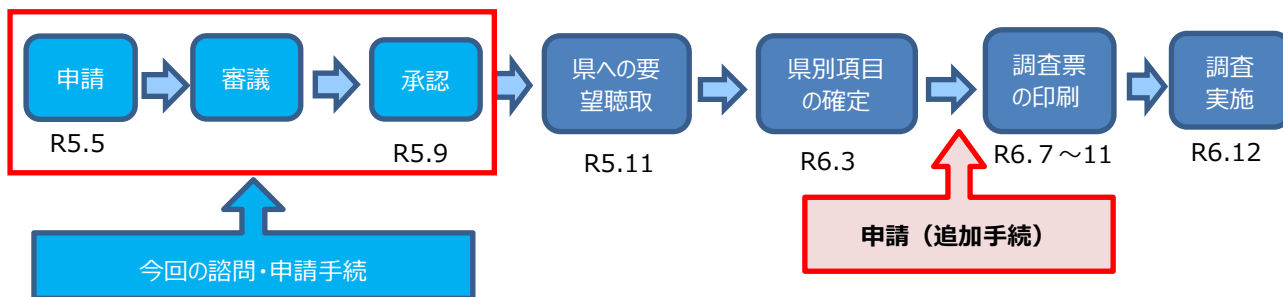
ア 経営体調査では、農林業の地域性を踏まえ、各地域の小地域統計の充実を図るため、平成7年（1995年）調査から、全国共通の調査事項のほかに、都道府県の要望に応じて、県別項目（前回調査においては各県とも上限5項目）を設定する余地を設けている。

イ 県別項目についても、他の調査事項と同様に集計されているが、全国共通の調査事項が確定したことを受けて、都道府県への要望聴取になることから、それらの内容確定は、諮問・申請手続の後となり、これまで調査計画、具体的内容が明示されていなかった。

ウ そこで、総務省としては、調査計画の明確化という観点から、農林水産省に対して、県別項目が確定した時点で、追加申請するよう求めており、今後、おおむね下図のスケジュールに沿って対応がなされる予定である。

については、現時点においては、以下の点について確認しておきたい。

図 今後の想定スケジュール（県別項目関係）



#### （論点）

- 都道府県に対して県別項目の照会をする際、報告負担の観点を含め、どのような指示をしているか。

## 「農林業経営体」とは

この資料は、農林水産省の説明を踏まえ、総務省において整理した資料である。

### 1. 農林業センサス上の定義

「農林業経営体」とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### 《農業経営体》

- (1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模以上の農業（詳細は、調査計画の別紙に記載）
  - (例)
    - ・施設野菜の栽培面積については 350 平方メートル
    - ・搾乳牛の飼養頭数については 1 頭
    - ・ブロイラー年間出荷羽数については 1,000 羽
    - ・調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

#### 《林業経営体》

- (1) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（保有山林）の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。）
- (2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産業の事業

### 2. 農林業経営体の区分

区 分		経営体の具体的属性	
農林業経営体	個人経営体	・世帯（法人化した世帯を除く）	
	団体経営体	任意団体（非法人）	・法人化していない集落営農を含む
		法人経営体	・農事組合法人 ・会社 ・各種団体 ・法人化した世帯（一戸一法人） ・法人化した集落営農
		地方公共団体・財産区	

(注) 「集落営農」とは、農業の生産過程の一部又は全部について共同化・統一化の合意の下に実施される営農を行う組織（農家の集まりであり、地域区分の概念ではない。）

経営体調査票\_\_調査事項の変更①（労働力に関する調査事項）

【労働力に関する調査事項の変遷】

		前々回調査（2015年）	前回調査（2020年）	変更案（2025年）
農作業	経営内部	【家族】 <u>個人ごとの把握</u> （世帯主との続柄、性別、出生年月、 <u>従事日数等</u> ） 【組織】 男女別×従事日数階級別人数	・ <u>個人ごとの把握</u> （性別、出生年月、 <u>従事日数等</u> ） ※個人経営体については、世帯主との続柄も把握	・ <u>個人ごとの把握</u> （性別、出生年月、 <u>従事日数等</u> ）
	常雇い	・男女別×年齢階級別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・ <u>個人ごとの把握</u> （性別、出生年月）（ <u>農業生産関連事業を含めて把握</u> ） ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・男女別×年齢階級別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>
	臨時雇い	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>
農業生産関連事業	経営内部	—	・ <u>個人ごとの把握</u> （性別、出生年月、 <u>従事日数</u> ） ※個人経営体については、世帯主との続柄も把握	・男女別人数 ・うち、農作業に従事しなかった人数
	常雇い 臨時雇い	—	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・男女別人数 ・うち、農作業に従事しなかった人数
林業作業	経営内部	・男女別×従事日数階級別人数（換算）	・ <u>個人ごとの把握</u> （性別、出生年月、 <u>従事日数等</u> ） ※個人経営体については、世帯主との続柄も把握	・男女別×従事日数階級別人数（換算）
	常雇い	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u> ・ <u>150日以上従事した人数（臨時雇いと合算）</u>	・ <u>個人ごとの把握</u> （性別、出生年月） ・ <u>男女別×従事日数の合計</u> ・ <u>150日以上従事した人数（臨時雇いと合算）</u>	・男女別×年齢階級別人数 ・ <u>150日以上従事した人数（臨時雇いと合算）</u>
	臨時雇い	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・男女別人数 ・ <u>男女別×従事日数の合計</u>	・ <u>男女別人数</u>

（注1）下線を付している調査事項は、少なくとも前々回から継続しているもの

（注2）2015年の「家族」は家族経営体（現行の個人経営体に相当）、「組織」は組織経営体（現行の団体経営体に相当）

（注3）「個人経営体」とは、個人（世帯）で事業を行う経営体をいう（法人化して事業を行う世帯は含まない）

「団体経営体」とは、会社形態など個人経営体以外の経営体をいう。

- ・経営内部の労働力のうち「経営主」に関する事項を集約
- ・個人経営体において把握していた世帯員の男女別合計人数（作業従事の有無を問わない）について、年齢階級別に詳細化
- ・個人経営体における世帯主との続柄を削除



# 1 経営内部の労働力のうち、「経営主」に関する事項を集約

## 個人経営体（2頁）

## <2020年調査票>

### <2025年調査票案・3頁>

#### 【2】経営主 すべての方が記入する項目です

- 経営主の性別と出生年月を記入してください。
- 経営主が経営を開始または経営継承（経営を引き継いで）からの期間について、該当するもの1つに必ず記入してください。

141	142	143	144	145	146
性別	出生の年月			経営継承から	1年未満
男	昭和	年	月	経営開始から	1～4年
女	平成	年	月		5～9年
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	10年以上

○「経営開始から」には、法人化などの組織形態の変更は含みません。

- 過去1年間に経営主が農作業及び林業作業に従事した日数（管理労働を含む）について、それぞれ該当するもの1つに必ず記入してください。

1	30	60	100	150	200	250	従事していない
日	日	日	日	日	日	日	
29	59	99	149	199	249		

○ 従事した日数には、経理事務などの管理労働も含まれます。  
○ 従事した日数は、1日を8時間として計算してください。  
(例) 1日4時間ずつ → 2日で1日分  
毎日1時間ずつ → 8日で1日分

農作業に従事した日数	147	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
林業作業に従事した日数	148	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

- 過去1年間の経営主の主な状況について該当するもの1つに必ず記入してください。

149	<input checked="" type="checkbox"/>
主に農業を行った※	<input checked="" type="checkbox"/>
主に林業を行った※	<input checked="" type="checkbox"/>
主に農業・林業以外の事業（自営業）を行った	<input checked="" type="checkbox"/>
主に他に勤務した（個人経営のみ）	<input checked="" type="checkbox"/>
主に学生（研修を含む）であった（個人経営のみ）	<input checked="" type="checkbox"/>
主に家事・育児・その他であった（個人経営のみ）	<input checked="" type="checkbox"/>

※個人経営の場合、他に雇われて主に農業（林業）を行った場合は、「主に他に勤務した」に記入してください。

#### 【変更理由】

経営主の性別、出生年月、従事状況等を1か所にまとめるとともに、経営の継続状況等をまとめ、経営主に関する項目を集約

### 1 個人経営内部の労働力

林業経営について記入していただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します。

- 世帯員の人数を記入してください。

世帯員の数	202	男(人)	203	女(人)	204
そのうち、満14歳以下の世帯員の数 (平成17年2月1日以降に生まれた方)	205	206	207	208	209

続柄番号

01:世帯主	07:兄弟姉妹
02:世帯主の配偶者	08:祖父母
03:子	09:孫
04:子の配偶者	10:孫の配偶者
05:世帯主の父母	11:その他
06:世帯主の配偶者の父母	

- 満15歳以上の世帯員（平成17年1月31日以前に生まれた方）について記入してください。

過去1年間でいずれかの決定に参画した方に記入してください。  
○生産品目や飼養する畜種の選定・規模の決定  
○出荷先の決定  
○資金調達  
○機械・施設などへの投資  
○農地借入・農作業受託の決定  
○雇用の決定・管理

④	⑤	⑥
過去1年間のふだんの状況	過去1年間で自営農業に従事した日数	(管理労働を含む)
方経営主とともに関わっている経営の	主に行っていた	※「自営農業」には、世帯として請け負った(受託した)農作業を含みます。
主に行っていた	主に家事・育児・その他であった	
主に自営農業を行った	主に学生(研修を含む)であった	
	主に農業以外の自営業を行った	

1	30	60	100	150	200	250	日
29	59	99	149	199	249		以上

集約

## 団体経営体（4頁）

### 2 団体経営内部の労働力

林業経営について記入していただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します。

- 経営主と、役員(代理を委任された者を含む)・構成員のうち過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日以上の方について、記入してください。

(1)、(2)に記入するのは、経営主のほか、役員・構成員のうち、過去1年間に農業(管理労働を含む。)または農業生産関連事業に従事した者のみです。役員会に出席するだけの者は、記入する必要はありません。また、常雇い、臨時雇いの労働力は含みません。

従事した日数は、1日を8時間として計算してください。  
(例) 1日4時間ずつ → 2日で1日分  
毎日1時間ずつ → 8日で1日分

①	②	③	④	⑤
性別	出生の年月	過去1年間で農業に従事した日数	過去1年間で農業生産関連事業に従事した日数	過去1年間の主な状況
いずれかに	該当する元号と出生の年月を記入してください。	(管理労働を含む)	(管理労働を含む)	主に農業以外の事業に従事
男	元号	60	60	主に農業に従事
女	出生の年月	日	日	
		100	100	
		150	150	
		200	200	
		250	250	
		日	日	
		以上	以上	

## 2 経営主が経営開始又は経営継承してからの期間を把握する項目を追加

<2025 年調査票案・3 頁>

2 経営主が経営を開始または経営継承（経営を引き継いで）からの期間について、該当するもの**1つに必ず記入**してください。

経営継承から	145	<input checked="" type="checkbox"/>
経営開始から		<input checked="" type="checkbox"/>

○「経営開始から」には、法人化などの組織形態の変更は含みません。

1 年未満	146	<input checked="" type="checkbox"/>
1～4 年		<input checked="" type="checkbox"/>
5～9 年		<input checked="" type="checkbox"/>
10 年以上		<input checked="" type="checkbox"/>

(参考：2020 年調査票・4 頁)

### 3 後継者

5年以内に**農業**経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)を確保していますか。  
該当するもの1つに**必ず**記入してください。

確保している	親 族	0
	親族以外の経営内部の人材	0
	経営外部の人材	231 0
	経営を開始または継承直後のため、5年以内に <b>農業</b> を引き継がない	0
	確保していない	0

### 【変更理由】

前回の後継者に関する項目の選択肢において、

- i) 「経営開始または継承直後」がどれくらいの期間なのか具体的でなかったこと、
- ii) 設問自体が、経営開始又は継承直後かどうかということと、引継ぐ意思の有無についてのダブルバーレル（複数同時質問）になっていたことなどから、経営開始または継承について明確に回答できるよう新設

### 3 後継者の確保状況に関する設問を整理

#### <2025 年調査票案・3 頁>

- 5 農業経営及び林業経営を引き継ぐ後継者（予定を含む）を確保していますか。また、5年以内に後継者に引き継ぐ意向はありますか。（後継者の確保の有無に関わらず意向を記入してください。）  
 なお、農業又は林業のいずれかを経営していない場合は、「経営していない」のみに記入してください。

		150 農 業	151 林 業
1 こ の 設 問 に 関 し て	確保している		
	親族	✓	✓
	親族以外の経営内部の人材	✓	✓
	経営外部の人材	✓	✓
	確保していない（できていない）	✓	✓
2 こ の 設 問 に 関 し て	5年以内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	✓
	5年以内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	✓
	経営していない	✓	✓

①追加

#### <2020 年調査票・4 頁>

- 3 後継者  
 5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）を確保していますか。  
 該当するもの1つに必ず記入してください。

確 保 し て い る	親 族	0
	親族以外の経営内部の人材	0
	経 営 外 部 の 人 材 <sup>231</sup>	0
	経営を開始または継承直後のため、5年以内に農業を引き継がない	0
	確保していない	0

②分割

#### 【変更理由】

##### ①追加

引き継ぐ意思の有無及び経営していないことを選択肢に入れることで回答しやすくし、記入者の負担を軽減するための変更

##### ②分割

前回の選択肢において、

- i) 「経営開始または継承直後」がどれくらいの期間なのか具体的でなかったこと、
  - ii) 設問自体が、経営開始又は継承直後かどうかということと、引継ぐ意思の有無についてのダブルバーレル（複数同時質問）になっていたこと
- などから、引き継ぐ意思の有無と経営開始又は経営承継からの期間を把握する項目に分割することで回答しやすくし、記入者の負担を軽減するための変更

#### 4 世帯員の人数を世帯員計から年齢階級別の把握に変更

<2025 年調査票案・2 頁>

(2) 世帯員の人数を記入してください。

		男(人)		女(人)	
14歳以下 (H22.2生以降)	107			108	
15～19歳 (H17.2～H22.1生)	109			110	
20～29歳 (H7.2～H17.1生)	111			112	
30～39歳 (S60.2～H7.1生)	113			114	
40～44歳 (S55.2～S60.1生)	115			116	
45～49歳 (S50.2～S55.1生)	117			118	
50～54歳 (S45.2～S50.1生)	119			120	
55～59歳 (S40.2～S45.1生)	121			122	
60～64歳 (S35.2～S40.1生)	123			124	
65～69歳 (S30.2～S35.1生)	125			126	
70～74歳 (S25.2～S30.1生)	127			128	
75～79歳 (S20.2～S25.1生)	129			130	
80歳以上 (S20.1生以前)	131			132	

<2020 年調査票・2 頁>

(1) 世帯員の人数を記入してください。

		男(人)		女(人)	
世帯員の数	202	8	8	203	8
そのうち、満14歳以下の世帯員の数 (平成17年2月1日以降に生まれた方)	205	8	8	206	8

#### 【変更理由】

- ① 前回、15歳以上の世帯員については、農林業への従事の有無に関係なく個人別の情報把握をしていたが、今回、農林業に従事した世帯員に限定した情報把握に変更すること、
- ② 一方で、経営体の維持や担い手確保の観点から農林業従事世帯員以外も含めた世帯全体の状況把握の継続が必要であることから、年齢階層別の人数の把握に変更

5 農業経営体において農作業に従事した人数（経営主を除く）の全体像を把握する項目を追加

<2025 年調査票案・4 頁>

1 農作業（管理労働を含む）に従事した人数

過去1年間に農作業に従事した人（経営主を除く）の実人数を記入してください。

※「経営内部の労働力」とは個人経営の場合は満15歳以上の世帯員、会社等法人の場合は役員、任意団体の場合は構成員を指します。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含めません。

		男 (人)		女 (人)	
経営内部の労働力（経営主を除く）		202		203	
雇用労働力	常雇い （農作業のため7か月以上の契約で雇った人）	205		206	
	臨時雇い （日雇、季節雇、手伝いなど）	208		209	
	そのうち、1か月以上の契約で雇った人	211		212	

人別に「個人経営の方は2」、「個人経営以外の方は3」の「経営内部の労働力の詳細」に記入  
 年齢階層ごとの人数を「4 常雇いの詳細」に記入  
 従事日数を「5 雇用労働力の従事日数の合計」に記入

【変更理由】

後続する労働力の詳細の記入前にそれぞれの合計人数を記入することで、記入者による混同及び記入漏れを防止するとともに、審査も容易にするための追加。

なお、農業生産関連事業への従事状況については、行政利活用が低調なことから、記入者の負担軽減を考慮して【3】での把握とはせず、農作業と分離して簡素化したうえで、別途、【8】の農業生産関連事業に従事した人数で総数を把握する項目に変更（下記8参照）

6 個人経営体内部の労働力把握において「世帯主との続柄」を削除

<2025年調査票案・4頁>

2 経営内部の労働力の詳細（個人経営の方のみ）

上記「1 農作業（管理労働を含む）に従事した人数」  
載した世帯員について、1人ずつ以下に記入してください

- ※1 「従事した日数」には、1日を8時間として計算してください。  
(例)1日4時間ずつ  
→ 2日で1日分
- ※2 「方針決定」は、以下をいいます。
- ・生產品目、飼養畜種の選定
  - ・規模、出荷先の決定
  - ・機械・施設などへの投資、資金調達
  - ・農地借入、農作業受託の決定
  - ・雇用の決定、管理

過去1年間 日数(管理)		
1	30	60
5	5	5
29	59	99
日	日	日

	213		214		215		216				
	性別		出生の年月								
	男	女	大正	昭和	平成	年	月				
1	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓
2	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓
3	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓

<2020年調査票・2頁>

(2) 満15歳以上の世帯員(平成17年1月31日以前に生まれた方)  
について記入してください。

- 過去1年間でいずれかの決定に参画した方に記入してください。
- 生產品目や飼養する畜種の選定・規模の決定
  - 出荷先の決定
  - 資金調達
  - 機械・施設などへの投資
  - 農地借入・農作業受託の決定
  - 雇用の決定・管理

	①		②		③						④	過去1年 仕事 して いる 世帯 員	
	世帯主との続柄		性別		出生の年月								
	統柄番号を記入		男	女	元号			出生の年月					
				大正	昭和	平成	年	月					
経営主	8	8	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0
世帯員	8	8	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0
世帯員2	8	8	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0
世帯員3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【変更理由】 行政上の利活用状況を踏まえ、記入者の負担を軽減するため「世帯主との続柄」を削除

7 年間60日未満の従事者の把握対象を、「農業と農業生産関連事業」から「農業」に限定（個人経営体以外）

<2025年調査票案・5頁>

(2) (1)に記入した方以外で、過去1年間に農作業の従事日数が60日未満の方について、実人数を記入してください。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含めません。

男 (人)		女 (人)	
227		228	

<2020年調査票・4頁>

(2) (1)に記入した方以外で、過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日未満の方について、実人数を記入してください。

男 (人)		女 (人)	
222	888	223	888

農業生産関連事業と物を使用、②所有または持っている、のいずれかに  
例えば、農産物の加工、農家民宿、農家レストラン

【変更理由】 別途把握する農業生産関連事業の労働力との二重回答を回避するため変更

8 農業経営体における常雇いについて、個人ごとの把握から年齢階級別の把握に変更

<2025年調査票案・6頁>

4 常雇いの詳細

4ページ「1 農作業（管理労働を含む）に従事した人数」の「常雇い(205及び206)」に人数を記載した過去1年間に農作業のために常雇いした人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）について、男女・年齢別に実人数を記入してください。

	男 (人)		女 (人)	
15～19歳 (H17.2～H22.1生)	232		233	
20～29歳 (H7.2～H17.1生)	234		235	
30～39歳 (S60.2～H7.1生)	236		237	
40～44歳 (S55.2～S60.1生)	238		239	
45～49歳 (S50.2～S55.1生)	240		241	
50～54歳 (S45.2～S50.1生)	242		243	

	男 (人)		女 (人)	
55～59歳 (S40.2～S45.1生)	244		245	
60～64歳 (S35.2～S40.1生)	246		247	
65～69歳 (S30.2～S35.1生)	248		249	
70～74歳 (S25.2～S30.1生)	250		251	
75～79歳 (S20.2～S25.1生)	252		253	
80歳以上 (S20.1生以前)	254		255	

【変更理由】 記入者の負担を軽減するため変更

<2020年調査票・5頁>

4 常雇い

過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）について、記入してください。また、男女別に従事した日数の合計を記入してください。

	①		②					
	性別		出生の年月					
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。					
	男	女	元号			出生の年月		
			大正	昭和	平成	年	月	
1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨ 農業生産関連事業への従事状況の個人別把握を人数のみの把握に変更

<2025 調査票案・12 頁>

3 過去1年間に農業生産関連事業へ従事した人（経営主を含む）について、実人数を記入してください。また、そのうち農作業には従事しなかった（農業生産関連事業のみに従事した）人の実人数を記入してください。

	男(人)		女(人)		うち、農作業には従事しなかった人	男(人)		女(人)	
経営内部の労働力（経営主、個人経営の世帯員、会社等の役員、任意団体の構成員等）	408		409		420		421		
雇用労働力	常雇い（農業生産関連事業のために7か月以上の契約で雇った人）	411		412		423		424	
	臨時雇い（日雇い、季節雇、手伝いなど）	414		415		426		427	
	そのうち、1か月以上の契約で雇った人	417		418		429		430	

<2020 年調査票・3 頁、4 頁>

個人経営体								団体経営体					
⑦								④					
過去1年間で農業生産関連事業に従事した日数（管理労働を含む）								過去1年間で農業生産関連事業に従事した日数（管理労働を含む）					
従事しなかった	1	30	60	100	150	200	250	60	60	100	150	200	250
	日	日	日	日	日	日	日						
29	59	99	149	199	249	以	上	99	149	199	249	以	上
必ず1つに								必ず1つに					
経営主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【変更理由】

行政上の利活用状況を踏まえ、農作業と分離して簡素化したうえで、経営内部の労働力及び常雇いを人毎の把握から男女別の合計人数の把握することで、記入者の負担を軽減するため変更



10 農業経営体における常雇い及び臨時雇いの「農業生産関連事業への従事日数の合計」の削除

<2020 年調査票・5 頁>

4 常雇い

過去1年間に**農業**経営または農業生産関連事業のために常雇いした人(あらかじめ7か月以上の契約で雇った人)について、記入してください。また、男女別に従事した日数の合計を記入してください。

	①		②						
	性別		出生の年月						
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。						
	男	女	元号			出生の年月			
大正			昭和	平成	年	月			
1	0	0	0	0	0	8	8	8	8
2	0	0	0	0	0	8	8	8	8
3	0	0	0	0	0	8	8	8	8
4	0	0	0	0	0	8	8	8	8

	<b>農業</b>		<b>農業生産関連事業</b>	
	従事日数の合計 (人日)		従事日数の合計 (人日)	
男	242	8888	245	8888
女	243	8888	246	8888

削除

5 臨時雇い

過去1年間に日雇・季節雇などで、**農業**経営または農業生産関連事業のために臨時雇いした人(手伝いなどを含みます。)について、実人数と男女別に従事した日数の合計を記入してください。

	<b>農業</b>		<b>農業生産関連事業</b>	
	実人数 (人)		実人数 (人)	
男	252	888	258	888
女	253	888	259	888

	<b>農業</b>		<b>農業生産関連事業</b>	
	従事日数の合計 (人日)		従事日数の合計 (人日)	
男	255	8888	261	8888
女	256	8888	262	8888

削除

過去1年間に**農業**経営または農業生産関連事業のために1か月以上の契約で雇った人について、実人数を記入してください。

	<b>農業</b>		<b>農業生産関連事業</b>	
	実人数 (人)		実人数 (人)	
男	264	888	267	888
女	265	888	268	888

【変更理由】 行政上の利活用状況を踏まえ、記入者の負担を軽減するため削除

11 林業作業に従事した人数（経営主を除く）の全体像を把握する項目を追加

<2025 年調査票・16 頁>

1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人数

過去1年間に林業作業に従事した人（経営主を除く）の実人数を記入し、常雇い又は臨時雇いした人のうち、150日以上林業作業に従事した人の実人数を記入してください。

※「経営内部の労働力」とは個人経営の場合は満15歳以上の世帯員、会社等法人の場合は役員、山林の共同保有者等を指します。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含めません。

		男 (人)	女 (人)	
経営内部の労働力（経営主を除く）		532	533	2に内訳を記入
雇用労働力	常雇い （林業作業のため7か月以上の契約で雇った人）	535	536	3に内訳を記入
	臨時雇い （日雇、季節雇、手伝いなど）	538	539	
	そのうち、1か月以上の契約で雇った人	541	542	
常雇い又は臨時雇いのうち、 150日以上林業作業に従事した人		543		(人)

【変更理由】

後続する労働力の詳細の記入前にそれぞれの合計人数を記入することで、記入者による混同及び記入漏れを防止するとともに、審査も容易にするための追加。

なお、150日以上従事した人数は、従前から把握している。

12 林業経営体内部の従事者が従事した日数について、個人ごとの把握から年齢階級別の把握に変更

13 団体経営の役員・構成員以外の年間従事日数 60 日未満の従事者数を把握する項目を 12 で変更する項目に統合

14 林業経営体内部の従事者の性別、年齢以外の項目を削除

<2025 年調査票案・16 頁>

2 経営内部の労働力の詳細

上記「1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人数」の「経営内部の労働力（532 及び 533）」に記載した個人経営の世帯員、会社等の役員（代理を委任された者を含む）、山林の共同保有者について、男女・従事日数別に実人数を記入してください。

		男 (人)		女 (人)	
1～29 日	547			548	
30～59 日	549			550	
60～99 日	551			552	
100～149 日	553			554	
150～199 日	555			556	
200～249 日	557			558	
250 日以上	559			560	

<2020 年調査票・2 頁・4 頁>

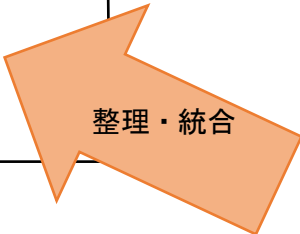
2 団体経営内部の労働力

(1) 経営主と、役員（代理を委任された者を含む）・構成員のうち過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日以上の方について、記入してください。

		③ 過去1年間で農業に従事した日数 (管理労働を含む)				
		60	100	150	200	250
60 日未満	99 日未満	149 日未満	199 日未満	249 日未満	250 日以上	

① 性別 いずれかに 記入	② 出生の年月 該当する元号と出生の年月を 記入してください。	元号			出生の年月		必ず1つに															
		男	女	大正	昭和	平成	年	月														
経営主		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7		0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



1 個人経営内部の労働力  
(2) 満15歳以上の世帯員(平成17年1月31日以前に生まれた方)について記入してください。

過去1年間でいずれかの決定に参画した方に記入してください。  
 生産品目や飼養する品種の選定・規模の決定  
 出荷先の決定  
 資金調達  
 機械・施設などへの投資  
 農地借入・農作業受託の決定  
 雇用の決定・管理

① 世帯主との続柄 続柄番号を記入	② 性別 いずれかに	③ 出生の年月 該当する元号と出生の年月を記入してください。					④ 経営主とともに農業経営の方針決定に関わっている	⑤ 過去1年間のふだんの状況 仕事を主にしていた 主に自営農業を行った	⑥ 過去1年間で自営農業に従事した日数 (管理労働を含む) ※「自営農業」には、世帯として請け負った(受託した)農作業を含みます。	必ず1つに												
		男	女	元号	出生の年月																	
					大正	昭和				平成	年	月										
経営主		8	8	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員1		8	8	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2) (1)に記入した方以外で、過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日未満の方について、実人数を記入してください。

		男 (人)			女 (人)			
222		8	8	8	223	8	8	8

【変更理由】 行政上の利活用状況を踏まえ、記入者の負担を軽減するため変更、削除

15 林業経営体における常雇いについて、個人ごとの把握から年齢階級別の把握に変更

<2025 年調査票案・16 頁>

3 常雇いの詳細

上記「1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人数」の「常雇い（535 及び 536）」に記載した過去1年間に林業作業のために常雇した人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）について、男女・年齢別に人数を記入してください。

	男 (人)		女 (人)			男 (人)		女 (人)	
15～19 歳 (H17.2～H22.1 生)	564		565		55～59 歳 (S40.2～S45.1 生)	576		577	
20～29 歳 (H7.2～H17.1 生)	566		567		60～64 歳 (S35.2～S40.1 生)	578		579	
30～39 歳 (S60.2～H7.1 生)	568		569		65～69 歳 (S30.2～S35.1 生)	580		581	
40～44 歳 (S55.2～S60.1 生)	570		571		70～74 歳 (S25.2～S30.1 生)	582		583	
45～49 歳 (S50.2～S55.1 生)	572		573		75～79 歳 (S20.2～S25.1 生)	584		585	
50～54 歳 (S45.2～S50.1 生)	574		575		80 歳以上 (S20.1 生以前)	586		587	

<2020 年調査票・5 頁>

4 常雇い

過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇した人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）について、記入してください。また、男女別に従事した日数の合計を記入してください。

	①		②						
	性別		出生の年月						
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。						
	男	女	元号			出生の年月			
大正			昭和	平成	年	月			
1	0	0	0	0	0				
2	0	0	0	0	0				
3	0	0	0	0	0				
4	0	0	0	0	0				

【変更理由】 記入者の負担を軽減するため変更

経営体調査票\_\_調査事項の変更②（労働力に関する調査事項以外）

1 新規追加

頁	追加事項（2025年調査票案）	追加理由																																			
10	<p>4 過去1年間に生産した農産物を輸出している場合は該当するものすべてに記入してください。また、輸出した農産物の販売金額又は数量を把握している場合は、上記1に記入した農産物の販売金額に占める輸出金額の割合を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみに記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="277 475 1346 703"> <tr> <td rowspan="3">輸出している</td> <td>販売金額を把握している</td> <td>350</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td rowspan="2">販売金額に占める輸出金額の割合</td> <td>354</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>販売金額は把握していないが数量を把握している</td> <td>351</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>販売金額に占める輸出金額の割合（※数量換算）</td> <td>355</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>販売金額と数量のどちらも把握していない</td> <td>352</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="6">※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸出していない</td> <td>353</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p>輸出しているには、以下のような場合が該当します。          ①自ら生産した農産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合          ②自ら生産した農産物を、輸出を目的として農業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合          ※輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。</p>	輸出している	販売金額を把握している	350	<input checked="" type="checkbox"/>	販売金額に占める輸出金額の割合	354	<input type="text"/>	<input type="text"/>	%	販売金額は把握していないが数量を把握している	351	<input checked="" type="checkbox"/>	販売金額に占める輸出金額の割合（※数量換算）	355	<input type="text"/>	<input type="text"/>	%	販売金額と数量のどちらも把握していない	352	<input checked="" type="checkbox"/>	※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。						輸出していない		353	<input checked="" type="checkbox"/>						<p>農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和3年12月農林水産業・地域の活力創造本部改訂）の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するための追加</p> <p>※12頁の農業生産関連事業についても同様の追加</p>
輸出している	販売金額を把握している		350	<input checked="" type="checkbox"/>	販売金額に占める輸出金額の割合		354	<input type="text"/>	<input type="text"/>	%																											
	販売金額は把握していないが数量を把握している		351	<input checked="" type="checkbox"/>		販売金額に占める輸出金額の割合（※数量換算）	355	<input type="text"/>	<input type="text"/>	%																											
	販売金額と数量のどちらも把握していない	352	<input checked="" type="checkbox"/>	※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。																																	
輸出していない		353	<input checked="" type="checkbox"/>																																		
15	<p>5 保有山林において、過去1年間に立木販売した実面積を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="255 963 808 1139"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(ha)</td> <td>(a)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(町)</td> <td>(反)</td> </tr> <tr> <td>立木販売した面積</td> <td>517</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>そのうち、主伐</td> <td>518</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>○ まだ伐採されていないものも含め、過去1年間に立木で販売する契約をした面積を記入してください。</p>							(ha)	(a)							(町)	(反)	立木販売した面積	517	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	そのうち、主伐	518	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<p>森林・林業基本計画（令和3年6月策定）において掲げられた再造林の促進の分析に利用するとともに、今後の施策検討に活用するための追加</p>			
						(ha)	(a)																														
						(町)	(反)																														
立木販売した面積	517	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																														
そのうち、主伐	518	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																														

2 削除

頁	削除事項 (2020 年調査票)	削除理由																																														
3	<p>(4) 地域の集落営農組織の構成農家 地域の集落営農組織に参加していますか。 該当するものに必ず記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="277 352 739 544"> <tr> <td>参加していない</td> <td>209</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>参加している</td> <td>210</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>そのうち、オペレータとして従事</td> <td>211</td> <td>0</td> </tr> </table>	参加していない	209	0	参加している	210	0	そのうち、オペレータとして従事	211	0	<p>行政上の利活用状況を踏まえ、記入者の負担を軽減するため削除</p>																																					
参加していない	209	0																																														
参加している	210	0																																														
そのうち、オペレータとして従事	211	0																																														
9	<p>3 さとうきび作業で、過去1年間によそから受託した (請け負った)作業の<b>実面積</b>を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="244 671 797 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業ごとに受託</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">実面積</th> </tr> <tr> <th>(ha)</th> <th>(a)</th> <th>(反)</th> <th>(畝)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕起・整地</td> <td>610</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>植付け</td> <td>611</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>中耕・培土</td> <td>612</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>防除</td> <td>613</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>収穫</td> <td>614</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>すべてのさとうきび作業を一括して受託</td> <td>615</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	作業ごとに受託		実面積				(ha)	(a)	(反)	(畝)	耕起・整地	610	8	8	8	8	植付け	611	8	8	8	8	中耕・培土	612	8	8	8	8	防除	613	8	8	8	8	収穫	614	8	8	8	8	すべてのさとうきび作業を一括して受託	615	8	8	8	8	<p>行政上の利活用状況を踏まえ、記入者の負担を軽減するため削除</p>
作業ごとに受託				実面積																																												
		(ha)	(a)	(反)	(畝)																																											
耕起・整地	610	8	8	8	8																																											
植付け	611	8	8	8	8																																											
中耕・培土	612	8	8	8	8																																											
防除	613	8	8	8	8																																											
収穫	614	8	8	8	8																																											
すべてのさとうきび作業を一括して受託	615	8	8	8	8																																											
10	<p>2 青色申告を行っている方について、青色申告を何年間継続して行っていますか。該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="262 1241 790 1353"> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>702</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>		1年	2年	3年	4年	5年以上	702	0	0	0	0	0	<p>取組の有無の項目を前回結果と接続することで継続年数が5年未満か5年以上かを把握することが可能なことから、記入者の負担を軽減するため削除</p>																																		
	1年	2年	3年	4年	5年以上																																											
702	0	0	0	0	0																																											

3 変更（項目の一部追加・削除・細分化など）（注：表の「頁」は2025年調査票案の頁）

頁	変更後（2025年調査票案）	変更前（2020年調査票）	変更理由																											
9	<p><b>きのこ栽培・その他の農業</b></p> <p>9 【5】の1から8以外で、販売を目的として、きのこの栽培やその他の農業経営を行っていますか。該当するものすべてに記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="302 271 548 478"> <tr> <td>きのこ栽培</td> <td>馬の飼養</td> <td>羊の飼養</td> <td>やぎの飼養</td> <td>地鶏の飼養</td> <td>養蜂</td> <td>養蚕</td> <td>その他の農業経営</td> </tr> <tr> <td>325</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>①細分化</p> <p>②その他品目の記入欄追加</p> <div data-bbox="571 414 929 566" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>「その他の農業経営」を行っている場合は代表的な品目を記入してください。</p> </div> <p>③削除</p> <p>○ 「その他の農業経営」は、7ページから本ページまでの内容以外のものがある場合に回答ください。</p>	きのこ栽培	馬の飼養	羊の飼養	やぎの飼養	地鶏の飼養	養蜂	養蚕	その他の農業経営	325	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>その他</b></p> <p>9 【4】の1から8以外で、販売を目的として、きのこの栽培やその他の農業経営を行っていますか。該当するものに必ず記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="1176 327 1489 478"> <tr> <td>行っていない</td> <td>495</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>行っている</td> <td>きのこの栽培</td> <td>496</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の農業経営</td> <td>497</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>③削除</p> <div data-bbox="1142 486 1512 550" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>その他の農業経営には、馬、羊、やぎなどの飼養、養蜂、養蚕などを含みます。</p> </div>	行っていない	495	0	行っている	きのこの栽培	496	0		その他の農業経営	497	0	<p>①及び②          注釈に記載していたその他の農業経営の例示を項目として設定するとともに、調査結果の審査及び設定項目の検討のため、その他の農業経営の代表的な品目の記入欄を追加</p> <p>③          いずれの選択肢にもチェックがつかなければ、実態として「行っていない」と同旨であることから削除</p>
きのこ栽培	馬の飼養	羊の飼養	やぎの飼養	地鶏の飼養	養蜂	養蚕	その他の農業経営																							
325	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																							
行っていない	495	0																												
行っている	きのこの栽培	496	0																											
	その他の農業経営	497	0																											

頁	変更後（2025年調査票案）	変更前（2020年調査票）	変更理由																																																																																																																										
11	<p>2 過去1年間によそから受託した（請け負った）農作業すべてに記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="241 220 546 715"> <tr><td>水稲作</td><td>363</td><td>追加</td></tr> <tr><td>麦作</td><td>364</td><td></td></tr> <tr><td>大豆作</td><td>365</td><td></td></tr> <tr><td>野菜作</td><td>366</td><td></td></tr> <tr><td>果樹作</td><td>367</td><td></td></tr> <tr><td>飼料用作作物</td><td>368</td><td></td></tr> <tr><td>さとうきび作</td><td>369</td><td>追加</td></tr> <tr><td>工業作物作（さとうきび作を除く）</td><td>370</td><td></td></tr> <tr><td>その他の作物作</td><td>371</td><td></td></tr> <tr><td>畜産</td><td>372</td><td></td></tr> <tr><td>酪農ヘルパー</td><td>373</td><td></td></tr> </table>	水稲作	363	追加	麦作	364		大豆作	365		野菜作	366		果樹作	367		飼料用作作物	368		さとうきび作	369	追加	工業作物作（さとうきび作を除く）	370		その他の作物作	371		畜産	372		酪農ヘルパー	373		<p>4 水稲、さとうきび以外で、過去1年間によそから受託した（請け負った）農作業すべてに記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="1279 233 1644 612"> <tr><td>麦作</td><td>616</td><td>0</td></tr> <tr><td>大豆作</td><td>617</td><td>0</td></tr> <tr><td>野菜作</td><td>618</td><td>0</td></tr> <tr><td>果樹作</td><td>619</td><td>0</td></tr> <tr><td>飼料用作作物</td><td>620</td><td>0</td></tr> <tr><td>工芸農作物作（さとうきび作を除く。）</td><td>621</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他の作物作</td><td>622</td><td>0</td></tr> <tr><td>畜産</td><td>623</td><td>0</td></tr> <tr><td>酪農ヘルパー</td><td>624</td><td>0</td></tr> </table>	麦作	616	0	大豆作	617	0	野菜作	618	0	果樹作	619	0	飼料用作作物	620	0	工芸農作物作（さとうきび作を除く。）	621	0	その他の作物作	622	0	畜産	623	0	酪農ヘルパー	624	0	<p>さとうきび作の詳細把握の廃止に伴い、受託作業の類別にさとうきび作を追加するとともに、詳細把握を継続する水稲作も加え、すべての受託作業種類とすることで、記入者に項目の内容を分かりやすく伝えるための変更</p>																																																														
水稲作	363	追加																																																																																																																											
麦作	364																																																																																																																												
大豆作	365																																																																																																																												
野菜作	366																																																																																																																												
果樹作	367																																																																																																																												
飼料用作作物	368																																																																																																																												
さとうきび作	369	追加																																																																																																																											
工業作物作（さとうきび作を除く）	370																																																																																																																												
その他の作物作	371																																																																																																																												
畜産	372																																																																																																																												
酪農ヘルパー	373																																																																																																																												
麦作	616	0																																																																																																																											
大豆作	617	0																																																																																																																											
野菜作	618	0																																																																																																																											
果樹作	619	0																																																																																																																											
飼料用作作物	620	0																																																																																																																											
工芸農作物作（さとうきび作を除く。）	621	0																																																																																																																											
その他の作物作	622	0																																																																																																																											
畜産	623	0																																																																																																																											
酪農ヘルパー	624	0																																																																																																																											
12	<p>1 過去1年間の農業生産関連事業の売上金額の合計について、該当するもの1つに必ず記入し、売上金額がある方は、行っている事業すべてに合計に占める割合を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="241 783 1025 1187"> <tr><td>100万円未満</td><td>391</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100万～500万円未満</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>500万～1,000万円未満</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1,000万～5,000万円未満</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5,000万～1億円未満</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1億～10億円未満</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10億円以上</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>売上なし</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="651 826 958 1123"> <tr><td>農産物の加工</td><td>392</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小売業</td><td>393</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>観光農園</td><td>394</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>貸農園・体験農園など</td><td>395</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農家民宿</td><td>396</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農家レストラン</td><td>397</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再生可能エネルギー発電</td><td>398</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>399</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>「その他」の売上がある場合は、具体的な事業を記入してください。</td><td>400</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>① その他の売上の記入欄追加</p>	100万円未満	391			100万～500万円未満				500万～1,000万円未満				1,000万～5,000万円未満				5,000万～1億円未満				1億～10億円未満				10億円以上				売上なし				農産物の加工	392			小売業	393			観光農園	394			貸農園・体験農園など	395			農家民宿	396			農家レストラン	397			再生可能エネルギー発電	398			その他	399			「その他」の売上がある場合は、具体的な事業を記入してください。	400			<p>【8】農業生産関連事業 過去1年間の農業生産に関連した売上金額の合計について、該当するもの1つに必ず記入し、売上金額がある方は、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="1144 815 1749 1091"> <tr><td>売上なし</td><td>801</td><td>0</td></tr> <tr><td>100万円未満</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>100～500万円未満</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>500～1,000万円未満</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>1,000～5,000万円未満</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>5,000万～1億円未満</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>1～10億円未満</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>10億円以上</td><td></td><td>0</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1480 815 1749 1091"> <tr><td>合計に占める割合</td><td></td><td>割合</td></tr> <tr><td>農産物の加工</td><td>802</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>小売業</td><td>803</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>観光農園</td><td>804</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>貸農園・体験農園など</td><td>805</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>農家民宿</td><td>806</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>農家レストラン</td><td>807</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>海外への輸出</td><td>808</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>再生可能エネルギー発電</td><td>809</td><td>8/8</td></tr> <tr><td>その他</td><td>810</td><td>8/8</td></tr> </table> <p>② 削除</p>	売上なし	801	0	100万円未満		0	100～500万円未満		0	500～1,000万円未満		0	1,000～5,000万円未満		0	5,000万～1億円未満		0	1～10億円未満		0	10億円以上		0	合計に占める割合		割合	農産物の加工	802	8/8	小売業	803	8/8	観光農園	804	8/8	貸農園・体験農園など	805	8/8	農家民宿	806	8/8	農家レストラン	807	8/8	海外への輸出	808	8/8	再生可能エネルギー発電	809	8/8	その他	810	8/8	<p>① 調査結果の審査及び設定項目の検討のため、その他の具体的な事業の記入欄を追加</p> <p>② 海外への輸出については、【8】2で詳細を把握する項目を追加するため削除</p>
100万円未満	391																																																																																																																												
100万～500万円未満																																																																																																																													
500万～1,000万円未満																																																																																																																													
1,000万～5,000万円未満																																																																																																																													
5,000万～1億円未満																																																																																																																													
1億～10億円未満																																																																																																																													
10億円以上																																																																																																																													
売上なし																																																																																																																													
農産物の加工	392																																																																																																																												
小売業	393																																																																																																																												
観光農園	394																																																																																																																												
貸農園・体験農園など	395																																																																																																																												
農家民宿	396																																																																																																																												
農家レストラン	397																																																																																																																												
再生可能エネルギー発電	398																																																																																																																												
その他	399																																																																																																																												
「その他」の売上がある場合は、具体的な事業を記入してください。	400																																																																																																																												
売上なし	801	0																																																																																																																											
100万円未満		0																																																																																																																											
100～500万円未満		0																																																																																																																											
500～1,000万円未満		0																																																																																																																											
1,000～5,000万円未満		0																																																																																																																											
5,000万～1億円未満		0																																																																																																																											
1～10億円未満		0																																																																																																																											
10億円以上		0																																																																																																																											
合計に占める割合		割合																																																																																																																											
農産物の加工	802	8/8																																																																																																																											
小売業	803	8/8																																																																																																																											
観光農園	804	8/8																																																																																																																											
貸農園・体験農園など	805	8/8																																																																																																																											
農家民宿	806	8/8																																																																																																																											
農家レストラン	807	8/8																																																																																																																											
海外への輸出	808	8/8																																																																																																																											
再生可能エネルギー発電	809	8/8																																																																																																																											
その他	810	8/8																																																																																																																											



頁	変更後（2025年調査票案）	変更前（2020年調査票）	変更理由																																																																																					
13	<p>2 有機農業について記入してください。</p> <p>(1) 有機農業に取り組んでいますか。 <b>追加</b></p> <table border="1" data-bbox="248 220 696 384"> <tr> <td>取り組んでいる</td> <td>有機JAS認証を受けている <input checked="" type="checkbox"/></td> <td>443</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有機JAS認証を受けていない <input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取り組んでいない</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>追加</b></p> <p>(2) 有機農業に取り組んでいる場合、有機農業に取り組んでいる耕地の<b>実面積</b>を記入してください。 (自給用に作付け(栽培)した面積も含めてください。)</p> <table border="1" data-bbox="248 531 786 655"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>(ha)</th> <th>(a)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>(町)</th> <th>(畝)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業に取り組んでいる耕地の実面積</td> <td>443</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、牧草地の面積</td> <td>444</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>有機農業に取り組んでいる耕地の実面積は、二期作や二毛作もあることから、 (3)の品目ごとの作付け(栽培)延べ面積の合計と必ずしも一致しなくても構いません。</p> <p>(3) 有機農業に取り組んでいる場合、過去1年間に販売を目的として作付け(栽培)した品目ごとの<b>延べ面積</b>を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="248 799 786 1078"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>(ha)</th> <th>(a)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>(町)</th> <th>(畝)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻を作付けた面積</td> <td>445</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大豆を作付けた面積</td> <td>446</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>茶を栽培した面積</b></td> <td><b>447</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜を作付けた延べ面積</td> <td>448</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>果樹を栽培した面積</td> <td>449</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の作物を作付けた延べ面積</td> <td>450</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>追加</b></p> <p>始めから販売を目的とせず、自給用に作付け(栽培)した面積は含めないでください。</p>	取り組んでいる	有機JAS認証を受けている <input checked="" type="checkbox"/>	443		有機JAS認証を受けていない <input checked="" type="checkbox"/>		取り組んでいない	<input checked="" type="checkbox"/>				(ha)	(a)			(町)	(畝)	有機農業に取り組んでいる耕地の実面積	443			うち、牧草地の面積	444					(ha)	(a)			(町)	(畝)	水稻を作付けた面積	445			大豆を作付けた面積	446			<b>茶を栽培した面積</b>	<b>447</b>			野菜を作付けた延べ面積	448			果樹を栽培した面積	449			その他の作物を作付けた延べ面積	450			<p>3 有機農業に取り組んでいますか。取り組んでいる場合は、取り組んでいる面積を品目別に記入してください。</p> <p>取り組んでいない <input type="text" value="0"/></p> <p>取り組んでいる <input type="text" value="0"/></p> <table border="1" data-bbox="1413 252 1760 544"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>(ha)</th> <th>(a)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>(町)</th> <th>(畝)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻</td> <td>704</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>705</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>706</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>707</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>708</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>有機農業とは、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含みません。 なお、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合、有機農業に該当します。 なお、販売を目的とせず自給用のみに作付けた(栽培した)場合は、含めません。</p> <p>(注) 注の位置を加工しています。</p>			(ha)	(a)			(町)	(畝)	水稻	704			大豆	705			野菜	706			果樹	707			その他	708			<p>みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するための追加</p>
取り組んでいる	有機JAS認証を受けている <input checked="" type="checkbox"/>	443																																																																																						
	有機JAS認証を受けていない <input checked="" type="checkbox"/>																																																																																							
取り組んでいない	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																																							
		(ha)	(a)																																																																																					
		(町)	(畝)																																																																																					
有機農業に取り組んでいる耕地の実面積	443																																																																																							
うち、牧草地の面積	444																																																																																							
		(ha)	(a)																																																																																					
		(町)	(畝)																																																																																					
水稻を作付けた面積	445																																																																																							
大豆を作付けた面積	446																																																																																							
<b>茶を栽培した面積</b>	<b>447</b>																																																																																							
野菜を作付けた延べ面積	448																																																																																							
果樹を栽培した面積	449																																																																																							
その他の作物を作付けた延べ面積	450																																																																																							
		(ha)	(a)																																																																																					
		(町)	(畝)																																																																																					
水稻	704																																																																																							
大豆	705																																																																																							
野菜	706																																																																																							
果樹	707																																																																																							
その他	708																																																																																							

頁	変更後（2025年調査票案）	変更前（2020年調査票）	変更理由																																										
14	<p>3 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報）を活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの<b>すべて</b>に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="241 236 584 507"> <tr> <td>気象・市況等のデータを見て農業をしている</td> <td>451</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>上記のいずれも行っていない</td> <td>追加</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>○「気象・市況等のデータを見て農業をしている」とは、新聞、スマートフォン、パソコンなどを用いて気象、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいいます。</p> <p>○「農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している」とは、スマートフォン、パソコンなどを用いて農作業履歴などのデータを記録（農機や機器からの自動入力も含む。）し、農業経営の参考に活用することをいいます。</p> <p>○「機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している」とは、土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析して農業経営の参考に活用することをいいます。</p> <p>○「データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している」とは、①普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること、②営農データや土壌・生育データなどの収集・分析サービスを利用すること、③可変施肥・農業ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること、④産地やJA部会等でデータに基づいた勉強会などに参画すること等をいいます。</p>	気象・市況等のデータを見て農業をしている	451	<input checked="" type="checkbox"/>	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している		<input checked="" type="checkbox"/>	機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している		<input checked="" type="checkbox"/>	データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している		<input checked="" type="checkbox"/>	上記のいずれも行っていない	追加	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>4 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの1つに<b>必ず</b>記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="1137 225 1458 373"> <tr> <td>データを取得して活用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>データを取得・記録して活用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>データを取得・分析して活用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>データを活用した農業を行っていない</td> <td>0</td> </tr> </table>	データを取得して活用	0	データを取得・記録して活用	0	データを取得・分析して活用	0	データを活用した農業を行っていない	0	<p>施策効果の評価等の指標として活用するとともに、今後の施策検討に活用するための追加</p>																			
気象・市況等のデータを見て農業をしている	451	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している		<input checked="" type="checkbox"/>																																											
機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している		<input checked="" type="checkbox"/>																																											
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している		<input checked="" type="checkbox"/>																																											
上記のいずれも行っていない	追加	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
データを取得して活用	0																																												
データを取得・記録して活用	0																																												
データを取得・分析して活用	0																																												
データを活用した農業を行っていない	0																																												
17	<p>2 過去1年間の林産物の販売金額の合計に占める割合をそれぞれ記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="241 759 584 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">割合(割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用材</td> <td>立木で販売</td> <td>593</td> <td></td> </tr> <tr> <td>素材で販売</td> <td>594</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ほだ木用原木を販売</td> <td>595</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特用林産物を販売</td> <td>596</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>597</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>追加</p> <p>○ 林産物の販売金額には栽培きのこ、造林用の苗木の販売額は含まれません。</p> <p>○ 木質バイオマス向けに販売した場合は、「その他」に該当します。</p>			割合(割)		用材	立木で販売	593		素材で販売	594		ほだ木用原木を販売		595		特用林産物を販売		596		その他		597		<p>4 過去1年間に林産物の販売金額の合計に占める割合をそれぞれ記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="1178 791 1543 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計に占める割合</th> <th colspan="2">割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用材</td> <td>立木で販売</td> <td>931</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>素材で販売</td> <td>932</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ほだ木用原木を販売</td> <td>933</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特用林産物を販売</td> <td>934</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>	合計に占める割合		割		用材	立木で販売	931	88	素材で販売	932	88	ほだ木用原木を販売		933	88	特用林産物を販売		934	88	<p>木質バイオマス用に販売するなど、既存項目以外での販売に対応するための追加</p>
		割合(割)																																											
用材	立木で販売	593																																											
	素材で販売	594																																											
ほだ木用原木を販売		595																																											
特用林産物を販売		596																																											
その他		597																																											
合計に占める割合		割																																											
用材	立木で販売	931	88																																										
	素材で販売	932	88																																										
ほだ木用原木を販売		933	88																																										
特用林産物を販売		934	88																																										

## 「農業集落」とは

この資料は、農林水産省の説明を踏まえ、総務省において整理した資料である。

### 1. 農林業センサス上の定義

- 「農業集落」とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。

### 2. 実態

- 日本全域について、行政区域や農業生産面や生活面における共同活動の状況などを勘案して、各市区町村を一又は複数に分ける地域区分（複数の市区町村にまたがるような設定はなされていない）。農林業センサスの集計で用いられる最小の地域区分。
- 用語に「農業」が冠されているが、実際に農業が行われている地域のみを設定されるものではなく、農業が行われていない地域（例えば、都市化された地域、原生林）も含め、国内の全ての地域は、いずれかの「農業集落」に属するように設定されている。
- 農業集落が設定されたのは、昭和 30 年（1955 年）であり、昭和 45 年（1970 年）に農業集落の概念を踏まえて範囲の見直しを行っている。その後は、農林業センサスの都度、市区町村で区画整理が行われた場合などにより修正を加える場合があるものの、大きな変更はなされていない。また、農業集落の広さについては、特段の制約はなく、農業集落ごとに広さは大きく異なる。

（注）農業集落の設定境界状況については、農林水産省HPで公開

[https://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom\\_map2/rcom\\_map.html](https://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom_map2/rcom_map.html)

（農林水産省ホーム>統計情報>地域の農業を見て・知って・活かすDB ～農林業センサスを中心とした総合データベース～>農業集落境界データ>農業集落境界の閲覧）

農業集落の境界設定状況の一例については、4頁「農業集落の例」を参照

- 経営体調査で個別の経営体に係る「点」の情報を把握し、農業集落調査で農業集落という地域についての「面」に係る情報を把握しており、この点と面の情報は、双方の調査票に記載のある「基本指標番号」の「農業集落」番号で結びつけることができる。これにより、農業集落ごとの農業経営体の数や農業の活動状況などが分かる。

（次頁は、農林水産省ホームページで公開している「わがマチ・わがムラ - 農村地域の姿 - 」というデータベースから抜粋した、新潟県南魚沼市「大崎農業集落」の農村地域の姿のイメージ図）

(イメージ図)



ホーム > 統計情報 > わがまち・わがムラ > 農村地域の姿

戻る 印刷

農業集落：新潟県 南魚沼市 大崎 農業集落（平地農業地域）

▶ 農業集落の状況

[1] 農家数

	都府県 平均 (2015)	県平均 (2015)	2015年	2010年	2005年
総戸数(戸)	199	107	320	343	...
総農家数(戸)	15	15	101	124	129
販売農家数(戸)	9	10	53	69	74

[2] 世帯員数(販売農家)

	都府県 平均 (2015)	県平均 (2015)	2015年	2010年	2005年
男女計(人)	40	46	227	321	348
男(人)	20	23	123	165	181
女(人)	20	23	104	156	167

[3] 土地面積(農業集落内の農家等が保有する土地面積、雇人)

	都府県 平均 (2015)	県平均 (2015)	2015年	2010年	2005年
所有耕地面積(ha)	18	34	93	103	105
借入耕地面積(ha)	6	10	20	31	26
経営耕地面積(計)(ha)	17	30	65	87	83
経営耕地面積(田)(ha)	13	27	58	79	73
経営耕地面積(畑)(ha)	3	2	6	8	9
経営耕地面積(樹園地)(ha)	3	1	0	1	0

[4] 立地条件

	2015年
農業振興地域(注1)	1
農業振興地域_農用地区域(注1)	1
振興山村地域(注1)	2
特定山村地域(注1)	2
過疎地域(注1)	2
最も近いDID(人口集中地区)までの所要時間(注2)	1

注1:地域指定されている「1」、されていない「2」  
注2:所要時間15分未満「1」、15～30分「2」、30分～1時間「3」、1時間～1時間半「4」、1時間半以上「5」

注:所有耕地面積は総農家+土地持ち非農家  
借入耕地面積、経営耕地面積は販売農家

農業集落調査で把握している項目

[5] 農業集落内での活動状況

	2015年	2010年	2005年
寄り合いの開催(注)	1	1	...
開催回数(回)	10	15	...
実行組合の有無(注)	1	1	...

注:寄り合いの開催、実行組合の有無は、あり「1」、なし「2」

[6] 寄り合いの議題(A)、地域資源の保全(B)

	2015年
A:農業生産にかかる事項(注1)	1
A:農道・農業用排水路・ため池の管理(注1)	1
A:集落共有財産・共用施設の管理(注1)	1
A:環境美化・自然環境の保全(注1)	1
A:農業集落行事(祭り・イベント等)の計画・推進(注1)	1
A:農業集落内の福祉・厚生(注1)	2
B:農地(注2)	1
B:森林(注2)	1
B:ため池・湖沼(注2)	1
B:河川・水路(注2)	1
B:農業用排水路(注2)	1

注1:寄り合いの議題としている「1」、していない「2」、該当なし「-」  
注2:保全している「1」、していない「2」、該当なし「-」

[7] 分析指標

	都府県 平均 (2015)	県平均 (2015)	2015年	2010年	2005年
総戸数の増減率(%)	...	...	△6.7	...	...
農家数の増減率(%)	...	...	△18.5	△3.9	7.5
世帯員数増減率(%)	...	...	△29.3	△7.8	△18.5
経営耕地面積の増減率(%)	...	...	△26.2	4.9	3.1
借入耕地率(%)	28.4	33.1	28.3	31.3	27.5
貸付耕地率(%)	16.6	16.9	25.1	21.6	23.8
販売農家率(%)	61.9	69.5	52.5	55.6	57.4
主業農家率(%)	20.6	15.9	7.5	11.6	10.8
65歳以上の世帯員数割合(%)	38.7	35.5	32.2	29.6	29.3
基幹的農業従事者率(%)	35.1	28.5	18.5	19.0	14.1
基幹的農業従事者のうち生産年齢人口率(%)	33.8	30.0	14.3	29.5	36.7
基幹的農業従事者のうち女性率(%)	42.7	39.3	28.6	29.5	26.5
農業集落主位作目別(注)			01	01	01

注:稲作「01」、麦類「02」、雑穀・いちも類・豆類「03」、工業農作物「04」、施設野菜「05」、露地野菜「06」、果樹類「07」、花き・花木「08」、その他の作物「09」、畜産(養蚕を含む)「10」、販売なし「20」

[8] 農林業経営体

	2015年
農林業経営体数(経営体)	56
農業経営体数(経営体)	54
家族経営体数(経営体)	53
組織経営体数(経営体)	1

戻る 印刷

### 3. 農業集落の数

区 分		前回調査時点の設定数		農業集落調査での取扱い
全国に設定されている農業集落の総数		約 15 万		—
(内訳)	農業集落全体が都市計画法上の「市街化区域」	約 1 万		従前から調査対象外
	経営耕地を有する農家等が認められない地域	約 14 万 <sup>(注)</sup>	(約 3 千)	2025 年調査から調査対象外
	経営耕地を有する農家等が認められる地域		(約 13 万 7 千)	2025 年調査の対象

(注) 前回の農業集落調査の対象となった都道府県別の農業集落数（約 14 万）の内訳は、以下のとおり。

都道府県	農業集落数	都道府県	農業集落数	都道府県	農業集落数	都道府県	農業集落数
北海道	7,066	東京	143	滋賀	1,545	香川	3,179
青森	1,782	神奈川	1,275	京都	1,684	愛媛	3,176
岩手	3,614	新潟	5,093	大阪	773	高知	2,456
宮城	2,636	富山	2,217	兵庫	3,748	福岡	3,430
秋田	2,761	石川	1,918	奈良	1,446	佐賀	1,931
山形	2,733	福井	1,818	和歌山	1,599	長崎	2,931
福島	4,064	山梨	1,610	鳥取	1,624	熊本	4,202
茨城	3,799	長野	4,721	島根	4,091	大分	3,312
栃木	3,274	岐阜	3,039	岡山	4,530	宮崎	2,653
群馬	1,964	静岡	3,337	広島	5,210	鹿児島	6,056
埼玉	3,977	愛知	3,046	山口	4,161	沖縄	740
千葉	3,497	三重	2,134	徳島	2,248	計	138,243

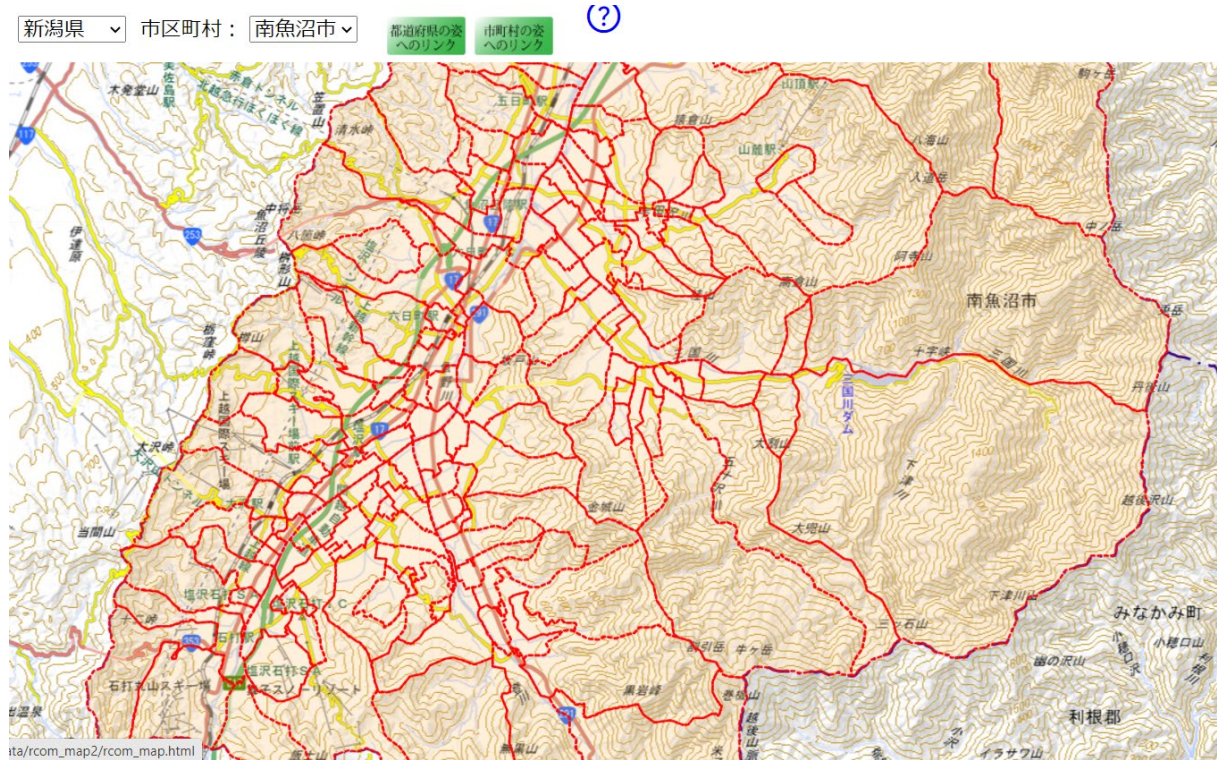
#### (参考)「集落営農」と「農業集落」

「農業集落」と似た用語として「集落営農」がある。

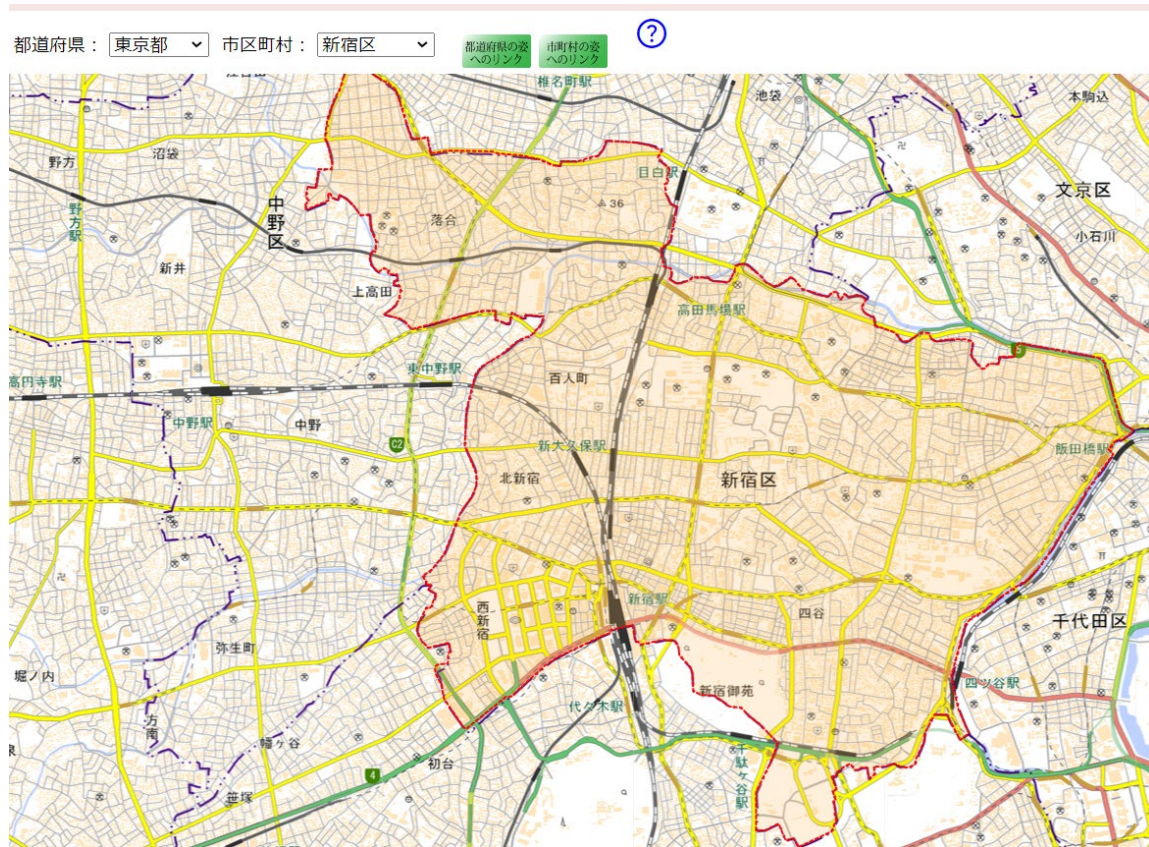
「集落営農」とは、「集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織」（農水省HP）をいう（農家の集まりであり、地域区分の概念ではない。）。農業集落が広域にわたる場合にあっては、一つの農業集落に複数の集落営農組織が存在することもある。一方で、複数の農業集落で一つの集落営農組織を組織する場合や、農業集落に集落営農組織が存在しない場合もある。

## 【農業集落の例】

新潟県南魚沼市



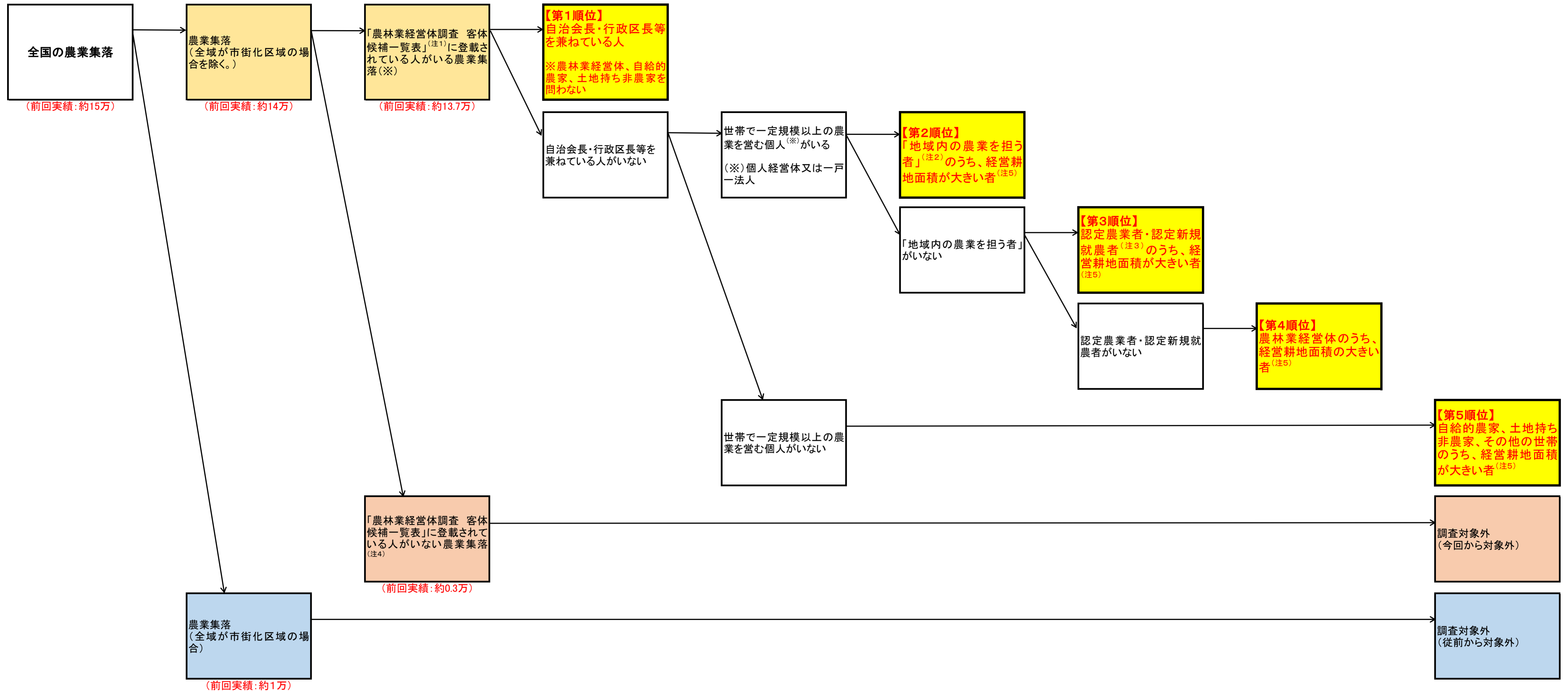
東京都新宿区



## 農業集落調査の報告者の選定手順

### 【報告者選定の基本的考え方】

農業集落の中で、何らかの形で農業に携わっている人（「農林業経営体調査 客体候補一覧表」に登載されている人）の中から、地域活動についての情報を有している可能性が高いと考えられる人を、順に選んでいく。



(注1) 「農林業経営体調査」の対象になる「農林業経営体」に該当するか否かを判別するために作成される名簿。名簿整備の結果として、農林業経営体に該当しない小規模な農家(自給的農家、土地持ち非農家及びその他の世帯)や林家についても登載される。

(注2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づき策定・公表される地域計画(地域で将来的に誰がどのように農業を進めていくのかを話し合っ作する計画。いわゆる「人・農地プラン」)の「地域内の農業を担う者一覧(目標地区に位置付ける者)」欄に記載される者をいう。

(注3) 「認定農業者制度」とは、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき市町村が定めた「農業経営基盤強化促進基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業者の計画を、同法第12条の規定に基づき、市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの  
「認定新規就農者制度」とは、同法第14条の4の規定に基づき、新たに農業を始める者が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの

(注4) 例えば、都市化の進行により農業に従事する者がいなくなった集落、集落の大部分が原生林を含む森林地域で農業が行われていない集落

(注5) 第2順位から第5順位では、同一順位に複数の該当者がいる場合には、経営耕地面積が大きい順に選定

## 2020 年農林業センサスの答申への対応 (統計委員会からの指摘事項)

### 指摘事項 1\_ 客体候補名簿の位置付けの検討

本調査の実施に当たっては、統計調査員が、調査対象とする農林業経営体に該当するか否か判別するために必要な確認項目等を設けた客体候補名簿を用いて、面接聞き取りにより判定を行っているが、その把握された情報については、調査票情報と同様に集計・公表されており、調査対象外となる自給的農家や土地持ち非農家の数などの有用なデータを提供するものとなっている。

①  
このように、客体候補名簿により有用な情報が収集されていることから、報告者の負担や秘密保護にも留意しつつ、その情報の有効活用や調査計画上の位置付けの明確化について検討する必要がある。

②  
なお、今回調査の客体候補名簿においては、本調査の対象にならない自給的農家や土地持ち非農家が所有する田・畑・樹園地の耕地面積のうち、貸している耕地面積を把握する項目を削除することとしているが、担い手となる農業経営体への農地の貸し手として重要な意義を持つ階層であり、農地の集積・集約化の促進等を検討する上で重要な情報となるものであることから、把握を継続する必要がある。

③  
また、前回調査における客体候補名簿と農林業経営体調査票を一体型とする仕様について、調査員による誤配布や報告者の誤解を回避するため、分離した仕様とする必要がある。

### 【対応内容】

#### ① 2025 年農林業センサスにおいて以下のとおり対応

客体候補名簿は、母集団名簿に位置付けられているものであり調査票ではないことから、これまで集計事項一覧には記載していなかったが、客体候補名簿から得られる情報に基づく集計結果は広く利用されている状況を踏まえ、2025 年農林業センサスの調査計画においては、客体候補名簿を利用した統計表についても集計事項一覧に記載した上で集計を行う。

#### ② 2020 年農林業センサスにおいても把握を継続（前回対応済み）

当初、自給的農家や土地持ち非農家が所有する田・畑・樹園地の耕地面積のうち、貸している耕地面積を把握する項目については取りやめを計画していたが継続して把握している。

#### ③ 2020 年農林業センサスにおいて分離した仕様で調査を実施（前回対応済み）

調査員による誤配布や報告者の誤解を回避するため、客体候補名簿と農林業経営体調査票は分離して調査を実施している。



## 指摘事項 2\_農林業経営体調査票の分割の検討

現行の農林業経営体調査票は、個人経営体と団体経営体を同一の調査票により調査することとしているため、報告者にとっては、調査票の内容が煩雑となり、実際の報告すべき事項数よりも多く感じられることなどにより、本調査に対する負担感がより大きくなる要因にもなるものと考えられる。

このため、調査実施上の支障等を考慮しつつ、農林業経営体調査票について、個人経営体と団体経営体で調査票を分割することについて検討する必要がある。

### 【対応内容】

- 調査員の負担軽減、調査票の誤配布回避等の観点から調査票の分割は行わない  
調査票を分割した場合、調査員が個人経営体か団体経営体かを判定した上で該当する調査票を配布する必要があり、これまで以上に調査員の事務負担が増加するほか、調査票の誤配布の発生も懸念されることから調査票の分割は適切ではないと考える。  
ただし、指摘を踏まえ、農業を林業と読み替えていた林業経営に関する項目の分離や個人経営と団体経営に共通する経営主に関する事項の統合などにより、調査客体の一層の負担軽減を図る。

## 指摘事項 3\_経済センサスー活動調査との役割分担の検討

農村地域の高齢化等が急速に進展し、これに対応して地域の農業の担い手が経営継承や規模拡大といった課題に対応するため、農業経営の法人化の取組が推進されているところであり、今後、経済センサスー活動調査の対象となる農林業経営体もさらに増加していくことが予想される。

このような中、本調査が農林業経営体の構造把握に重点を置いた調査となっていることにかんがみ、経済センサスー活動調査との重複も懸念されるため、報告者負担の軽減や調査の効率化等の観点から、経済センサスー活動調査との役割分担について検討する必要がある。

### 【対応内容】

- 役割分担については整理済み  
農林業センサスでは、農林行政の推進や農林統計調査の母集団情報として必要な生産構造や就業構造を経済センサスよりも詳細に把握している一方で、経済センサスで把握している費用や資本に関する事項は把握しておらず、役割分担は既にされていると認識している。  
なお、農林業経営体のうち、経済センサスの対象となる団体経営体数は4.1%となっている。